

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の
平成 30 年度における業務の実績に関する評価
(案)

令和元年〇月

文部科学大臣

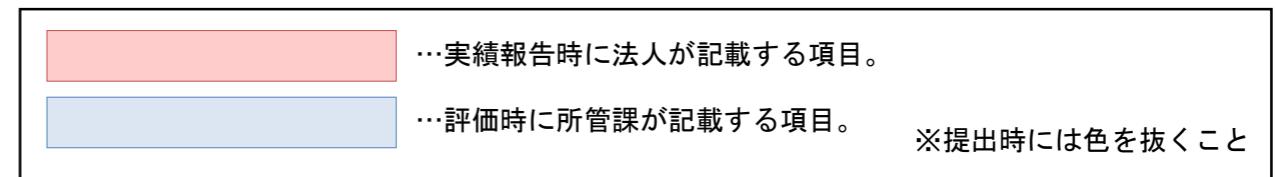
様式 1－1－1 中期目標管理法人 年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項			
法人名	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所		
評価対象事業年度	年度評価	平成 30 年度（第 4 期）	
	中期目標期間	平成 28 年～令和 2 年度	

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	文部科学大臣		
法人所管部局	初等中等教育局	担当課、責任者	特別支援教育課、俵幸嗣
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	政策課、柿田恭良

3. 評価の実施に関する事項			

4. その他評価に関する重要事項			



様式 1－1－2 中期目標管理法人 年度評価 総合評定様式

1. 全体の評定				
評定 (S、A、B、C、D)	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評定の状況			
	28年度	29年度	30年度	令和元年度
評定に至った理由	B	B		
2. 法人全体に対する評価				
法人全体の評価				
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項				
3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など				
項目別評定で指摘した課題、改善事項	(項目別評定で指摘した課題、改善事項で翌年度以降のフォローアップが必要な事項を記載。中期計画及び現時点の年度計画の変更が必要となる事項があれば必ず記載)			
その他改善事項				
主務大臣による改善命令を検討すべき事項				
4. その他事項				
監事等からの意見	該当なし。			
その他特記事項	(有識者からの意見があった場合の意見、評価の方法について検討が必要な事項など、上記以外で特に記載が必要な事項があれば記載)			

※ 評定区分は以下のとおりとする。

S：中期目標管理法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

A：中期目標管理法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

B：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

C：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。

D：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

様式 1－1－3 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定総括表様式

中長期目標（中長期計画）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	28年度	29年度	30年度	令和元 年度	令和2 年度		
I. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項							
1. 特別支援教育に係る実際的・総合的研究の推進による国の政策立案・施策推進等への寄与及び教育現場への貢献	B○	B○				1-1	
2. 各都道府県等における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与する指導者の養成	A○	A○				1-2	
3. 総合的な情報収集・発信や広報の充実及び関係機関等との連携強化を通じた特別支援教育に関する幅広い関係者の理解の促進	B○	B○				1-3	
4. インクルーシブ教育システム推進センター設置によるインクルーシブ教育システム構築への寄与	B○	B○				1-4	

中長期目標（中長期計画）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	28年度	29年度	30年度	令和元 年度	令和2 年度		
II. 業務運営の効率化に関する事項							
1. 業務運営の効率化に関する事項	B	B				2	
III. 財務内容の改善に関する事項							
1. 財務内容の改善に関する事項	B	B				3	
IV. その他の事項							
1. その他の事項	B	B				4	

※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

※2 難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

※3 重点化の対象とした項目については、各標語の横に「重」を付す。

※4 「項目別調書 No.」欄には、平成 30 年度の項目別評定調書の項目別調書 No. を記載。

※5 評定区分は以下のとおりとする。

S : 中期目標管理法人の活動により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。

A : 中期目標管理法人の活動により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 120%以上とする。）。

B : 中期計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 100%以上 120%未満）。

C : 中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 80%以上 100%未満）。

D：中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）。

なお、「II. 業務運営の効率化に関する事項」、「III. 財務内容の改善に関する事項」及び「IV. その他の事項」のうち、内部統制に関する評価等、定性的な指標に基づき評価せざるを得ない場合や、一定の条件を満たすこと目標としている場合など、業務実績を定量的に測定しがたい場合には、以下の評定とする。

S：-

A：難易度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。

B：目標の水準を満たしている（「A」に該当する事項を除く。）。

C：目標の水準を満たしていない（「D」に該当する事項を除く。）。

D：目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合を含む、抜本的な業務の見直しが必要。

様式 1－1－4－1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－1	特別支援教育に係る実際的・総合的研究の推進による国の政策立案・施策推進等への寄与及び教育現場への貢献		
業務に関連する政策・施策	政策目標 2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり 施策目標 2－8 一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法第 12 条第 1 項第 1 号
当該項目の重要度、難易度	重要度「高」：（1）国の政策課題等に対応した研究の推進と研究成果の普及 研究活動は、研究所の諸活動の中核であり、国の政策立案・施策推進に寄与することはもとより、研修事業や情報普及活動を通じて研究成果を教育現場に還元する等、重要な役割を果たす活動であるため	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー番号 118、119

2. 主要な経年データ								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	28 年度	29 年度	30 年度	令和元年 度	令和 2 年 度		28 年度	29 年度	30 年度	令和元年 度	令和 2 年 度
研究課題の実施件数	毎年度 10～11 件	—	10 件 (28 年度 計画値：10 件)	10 件 (29 年度 計画値：10 件)	10 件 (30 年度 計画値：10 件)			予算額（千円）	242,447	231,250	260,144		
研究成果の教育現場等での活用状況	50%以上	—	30%	46.6%	70.5%			決算額（千円）	240,352	232,614	230,409		
研究活動の外部評価（5 段階で 4 以上の割合）	100%	100%	100%	100%	100%			経常費用（千円）	240,613	232,393	231,641		
								経常利益（千円）	236,432	232,954	229,556		
								行政サービス実施コスト（千円）	218,093	226,320	229,969		
								従事人員数	19	17	21		

注 1) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注 2) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注 3) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
(1) 国の政策課題等に対応した研究の推進と研究成果の普及 権利条約の批准、次期障害者基本計画の策定等、国内外の障害者施策を取り巻く状況の変化等を踏まえ、特別支援教育のナルセンターとして研究を戦略的かつ組織的に実施するため、国との密接な連携による国の政策課題に対応した研究を中心に精選、重点化して実施し、障害のある子供一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に貢献すること。 これらの研究の実施に当たっては、中期目標期間において実施する研究について、国との協議を経て研究体系を策定し、研究の背景・必要性や研究の行程、達成すべき成果を明示したロードマップを早急に明らかにするとともに、各都道府県教育委員会や特別支援学校長会等の関係機関に対する研究ニーズ調査を行うことや学校長会、保護者団体、大学等の関係機関・団体と相互の課題認識・研究方法・研究資源などを共有することにより、より効率的かつ効	(1) 国の政策課題等に対応した研究の推進と研究成果の普及 ① 研究の背景・必要性や研究の方向性、研究所が実施する研究の内容、達成すべき成果等、今後5年間の研究のロードマップを明らかにした「研究基本計画」を策定し、これに基づき、次の研究を戦略的かつ組織的に実施する。 イ 基幹研究:文部科学省との緊密な連携のもとに行う、国の特別支援教育政策の推進に寄与する研究（横断的研究、障害種別研究） (横断的研究)各障害種別を通じて、国の重要な政策課題の推進に寄与する研究（原則5年間） (障害種別研究)各障害種における喫緊の課題の解決に寄与する研究（原則2年間） ロ 地域実践研究:インクルーシブ教育システムの構築に向けて、地域や学校が直面する課題の解決のために研究所が地域と協働して実施する研究(メインテーマのもとに複数のサブテーマを設定、原則2年間)	(1) 国の政策課題等に対応した研究の推進と研究成果の普及 ② 基幹研究及び地域実践研究の実施に当たっては、国との密接な連携による国の政策課題に対応した研究を中心に精選、重点化して、基幹研究6課題、地域実践研究4課題を実施する。	<主な定量的指標> ・国が政策立案・施策実施等のために必要とする課題に関する調査研究を毎年度10件程度実施する。 ・教育現場における研究成果の活用状況を毎年度調査し、半数以上の現場で改善に活用される。 <その他の指標> ・研究成果について、国へ提供するとともに、都道府県等教育委員会はもとより広く一般に公開したか。また、サマリー集やリーフレット等を作成し、効果的な還元を行ったか。 <評価の視点> 特になし	<主要な業務実績> ① 戰略的かつ組織的な研究の実施 「研究基本計画」に基づき、各地域や学校現場におけるインクルーシブ教育システム構築の動きが一層本格化する状況や新学習指導要領等の本格実施に向けて特別支援教育における教育課程に関する研究が重要であること等を踏まえて、国が政策立案・施策実施等のために必要とする課題に関する調査研究として以下に示す基幹研究6課題、地域実践研究4課題の計10件の研究を実施した。また、研究は④に示しているとおり、戦略的かつ組織的に推進した。なお、これ以外に外部資金研究20件、受託研究4件を実施した。	<評定と根拠> 評定：B	評定 <評定に至った理由> <評価すべき実績> <今後の課題・指摘事項> <その他事項> 有識者意見 ・成果の活用度調査について、横断的研究と障害種別の研究では、研究成果を必要とする部署が違うがその点を考慮すると活用度は高くなるか。また、調査対象が都道府県等教育委員会及び特別支援教育センターであることを考えると活用度が50%程度というのは低い気がするがどう理解したら良いか。 ・今日、学校においても、様々な障害のある子供たちが多く存在している。特に、障害児を担当する特別支援学級においては、普通級における日常の学習指導のみでなく、様々な障害を持つ児童生徒に対する個別指導と共に、学校においては、集団としての支援が重要となっている。また、多様な障害に対しての指導も行わなくてはならない状況も多く発生している。この様な現状の中で、研究所において、研究チームを編成し、横断的な障害に対する研究を行っていることは、高く評

<p>果的に研究を推進すること。</p> <p>研究成果については、特別支援教育に関する国の政策立案・施策推進等に寄与するよう国に提供するとともに、都道府県教育委員会・特別支援教育センター等はもとより広く一般にも公開するなど、研究成果等の普及を図ること。</p> <p>なお、研究成果が教育現場等に対し有効に提供・活用されているか否かについて検証すること。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インクルーシブ教育システム構築における取組の成果や課題を可視化するための評価指標の開発など、国が政策立案・施策実施等のために必要とする課題に関する調査研究を毎年度 10 件程度実施する。(平成 23 年度 : 16 件、平成 24 年度 : 10 件、平成 25 年度 : 10 件、平成 26 年度 : 11 件、平成 27 年度 : 11 件) ・教育委員会、学校等の教育現場における研究成果の活用状況(研修会等への活用実績や授業実践への活用実績等)を毎年度調査し、半数以上の現場で改善に活用される。 <p>【重要度：高】【優先度：高】</p> <p>研究活動は、研究所の諸活動の中核であり、国の政策立案・施策推進に直接に</p>	<p>イ 平成 30 年度は、基幹研究を次のとおり実施する。</p> <p>i) 平成 29 年度からの継続研究 (基幹研究：横断的研究)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国におけるインクルーシブ教育システム構築に関する総合的研究(平成 28~32 年度) ・特別支援教育における教育課程に関する総合的研究(平成 28~32 年度) (基幹研究：障害種別研究) ・視覚障害を伴う重複障害のある児童生徒の指導に関する研究－特別支援学校(視覚障害)における指導を中心に－(平成 29~30 年度) ・精神疾患及び心身症のある児童生徒の教育的支援・配慮に関する研究(平成 29~30 年度) <p>ii) 平成 30 年度から新規に行う研究 (基幹研究：障害種別研究)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障害教育におけるセンター的機能の充実に関する研究－乳幼児を対象とした地域連携－(平成 30~31 年度) ・言語障害のある中学生への指導・支援の充実に関する研究(平成 30~31 年度) 	<p>・「我が国におけるインクルーシブ教育システム構築に関する総合的研究－インクルーシブ教育システム構築の評価指標(試案)の検証－」→評価指標(試案)のコンセプトを明確化し、研究協力機関での試行により改善を図った。</p> <p>・「特別支援教育における教育課程に関する総合的研究－新学習指導要領に基づく教育課程の編成・実施に向けた現状と課題－」→育成を目指す資質能力の指導の状況や学びや支援について、総合的なまとめを行っている。 (基幹研究：障害種別研究)</p> <p>・「視覚障害を伴う重複障害のある児童生徒の指導に関する研究－特別支援学校(視覚障害)における指導を中心に－」→訪問調査を実施した上で効果的な指導内容と指導方法を示した。</p> <p>・「精神疾患及び心身症のある児童生徒の教育的支援・配慮に関する研究」→「精神疾患及び心身症のある子どもの教育支援ガイドブック(試行版)」を作成した。</p> <p>ii) 平成 30 年度から新規に行った研究 (基幹研究：障害種別研究)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「聴覚障害教育におけるセンター的機能の充実に関する研究－乳幼児を対象とした地域連携－」→特別支援学校(聴覚障害)における機関連携の状況に関する全国調査を実施し、結果の考察を行った。また、訪問調査も開始した。 ・「言語障害のある中学生への指導・支援の充実に関する研究」→小学校のことばの教室に通っていた言語障害のある中学生の実態、ことばの教室担当教員の現状と指導上の課題や通いやすい教室の在り方等を明らかにすることを目的として全国調査を実施し、結果の考察を行った。 	<p>も 1 つの成果物について「特に活用できた」「活用できた」とした回答は 70.5% であった。</p> <p>2 つめの指摘事項であった小学校・中学校、特に高等学校においても活用の図られる実践的な研究への対応として基幹研究において小・中学校等で利用できるガイドブック(試行版)の開発を行った。</p> <p>また、終了課題について研究成果報告書、研究成果報告書サマリー集を作成し、文部科学省や都道府県、全国の市区町村教育委員会、特別支援教育センター、各種学校長会等の関係機関へ送付した。また、ガイドブック(試行版)、リーフレットについては研究成果報告書の一部として作成し、研究所のホームページで公開したり、研究所セミナーや地域の指導的立場にある者を対象とした研修講義で活用したりするなど、研究成果の効果的還元に取り組んだ。</p> <p>以上により目標を達成した。</p> <p><課題と対応></p> <p>研究結果の活用については、定量的指標は達成した一方で、最も活用された成果物の活用度の数値が 50% 台に留まっていることから、研究所が主催する</p>	<p>価できる。また、研究所の広報活動においても、様々な媒体での発信をしており、このことも評価できる。特に今日、特別支援学校のみでなく、通常の学校や普通学級においても支援や配慮を必要とする子供が増加傾向にあり、研究所における様々な研究を通しての成果物等により、特別支援学校以外にも役立つものとなっており、そのことについても高く評価できる。</p> <p>・「戦略的かつ組織的な研究の実施」について</p> <p>学校の組織体制として、専門的な知識や障害等に関する理解も不十分なまま新しく特別支援学級等を担任する教員が多くおり、また、発達障害等に関する知識や指導法への理解が不十分なまま当該児童生徒の指導を任せている通常の学級を担任している教員も多くいる。多くの小・中・高校において特別な支援を必要とする児童生徒に対する指導・支援はどうあれば良いかについて、特総研においても各地域の特別支援教育センターの取組を先導し、バックアップするような研究をこれからも積極的に進めてほしい。</p> <p>・「研究チームの編成と各種関係機関・団体との連携」について</p> <p>障害種ごとの専門的な研修を深めていくとともに、インクルーシブ教育システム構築において連続性のある「多様な学びの場」を用意することが求め</p>
	<p>ロ 平成 30 年度は、地域実践研究を次のとおり実施する。</p>	<p>ロ 地域実践研究</p>		

<p>寄与することはもとより、研修事業や情報普及活動を通じて研究成果を教育現場に還元する等、重要度、優先度は高い。</p>	<p>i) 平成 30 年度からの新規課題 ・インクルーシブ教育システム構築に向けた体制整備に関する研究（メインテーマ） a 就学に関する教育相談、就学先決定に関する研究（サブテーマ） b インクルーシブ教育システムの理解啓発に関する研究（サブテーマ） ・インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育に関する実際的研究（メインテーマ） a 多様な教育的ニーズに対応できる学校づくりに関する研究（サブテーマ） b 学校における合理的配慮及び基礎的環境整備に関する研究（サブテーマ）</p> <p>③ 研究課題の精選・採択や研究計画・内容の改善を図るため、毎年度、都道府県等教育委員会や特別支援教育センター、学校長会等をはじめ、広く国民に対して研究ニーズ調査を実施するとともに、研究計画を立案する段階において、特に、期待される研究成果の明確化に留意する。</p> <p>研究成果については、特別支援教育に関する国政策立案・施策推進等に寄与するよう国に提供するとともに、都道府県等教育委員会・特別支援教育センター・学校等はもとより広く一般にも公開する。また、研究成果報告書のほか、サマリー集やリーフレット、指導資料等を作成し、研究成果の効果的な還元を図る。</p>	<p>域と協働し、都道府県等教育委員会から派遣された地域実践研究員とともに研究を推進し、地域の課題を解決する知見を得た。また、6 県市・7 会場において「地域実践研究フォーラム」を実施し、地域や学校が直面する課題の解決に貢献する成果を得た。[詳細は P33-34 に掲載]</p>	<p>研修の方法の工夫、改善を行ふとともに、教育現場に對して教員研修、情報提供を行う特別支援教育センター等の協力を得て、研究所として研究成果の内容及び示し方のさらなる工夫や普及方策の改善を図る。</p> <p>③ 研究課題の精選・採択及び研究計画・内容の改善（研究ニーズ調査） 平成 29 年 12 月 19 日～平成 30 年 1 月 31 日にかけて、全国の都道府県、市区町村等教育委員会、特別支援教育センター、特別支援学校、教員養成大学、各種学校長会、教育長会等を対象として、平成 30 年度に実施する研究課題及び第 4 期中期目標期間における 5 年間に実施予定の研究課題についてのニーズ調査を研究所のホームページ上で実施した。 その結果、平成 30 年度の新規研究課題（4 課題）について 691 件、第 4 期中期目標期間における 5 年間の研究計画について 74 件の回答があった。この回答を踏まえて、取り上げる事例についての内容の改善や実施する調査内容の改善を図るなど、「研究実施計画」の改善を行うとともに、その工夫や改善の方向性については研究所のメールマガジンを通じて公開した。また、第 4 期中期目標期間における 5 年間の研究計画についての意見は、各研究班による研究基本計画の改定の検討を行う際の参考資料とするなど、研究計画や内容の改善を図った。</p> <p>・研究成果の公開 全ての終了課題で、研究成果報告書を作成するとともに、それらを簡潔にまとめた研究成果報告書サマリー集を作成し、文部科学省</p>	<p>られていることを考えると、これまで以上に学校種や障害種を超えた研究の推進が必要になるものと考えている。 ・「活用度調査の改善と実施」について 研究成果物をまとめるにあたっては、教員が多忙化しているという現状からも、使い勝手に配慮し、たとえば①管理職向けのもの、②特別支援コーディネーターや特別支援学級担当者向けのもの、③通常の学級担任等向けのものというカテゴリーで分類することも、活用してもらうためには効果的ではないかと考える。</p> <p>・多くの研究機関が特別支援教育についての研究を進めている中、国の施策推進を行う機関として、研究成果をリーフレットやガイドブックにする等、分かりやすい資料として発行されていることは大きく評価できる。</p> <p>・すぐに教育現場で役立てることができる研究と、少し先を見据えた方向性を示す研究があり、どちらも大切である。実践的な研究は、各教育委員会や学校でも実施されており、それらの機関が参考にできる研究を今後も進めていただきたい。</p> <p>・近年は、障害者を取り巻く環境の進展は著しい。その変化に迅速に対応した研究内容も望まれる。特に、教育現場における I C T の活用や障害児者のキャリア教育等についての研究も急がれるところである。</p>
---	---	--	--	--

			<p>④ 研究を戦略的かつ効果的に推進するために、研究課題に応じて外部の研究協力者・研究協力機関を積極的に登用するとともに、横断的研究及び地域実践研究については、障害種を超えて柔軟な研究チームを編成する。また、学校長会、保護者団体、大学等の関係機関・団体と相互の課題認識・研究方法・研究資源などを共有することにより、より効率的かつ効果的に研究を推進する。</p>	<p>や都道府県、全国の市区町村教育委員会、特別支援教育センター、各種学校長会等の関係機関へ送付したほか、ガイドブック（試行版）、リーフレットを研究成果報告書の一部として作成し、研究所のホームページで公開したり、研究所セミナーや研修講義で活用したりするなど、研究成果の効果的還元に取り組んだ。</p> <p>④ 研究チームの編成と各種関係機関・団体との連携</p> <p>文部科学省の特別支援教育調査官等に加え、都道府県等教育委員会、各種学校長会、特別支援学校、専門的な知見を有する大学教員、国立教育政策研究所の研究官等を研究協力者として委嘱した。</p> <p>横断的研究及び地域実践研究では、研究課題に応じて全研究職員 40名が障害種を横断して柔軟な研究チームを構成するなど、それぞれの専門性を生かした研究を推進する体制とした。</p> <p>基幹研究の実施にあたり、文部科学省から示された政策的な動向を踏まえて研究を進めたほか、関係する研究班等が全国特別支援学校長会の実施する各種調査の設計・分析等に協力し調査結果を共有している。特に、全国聾学校長会から「特別支援学校（聴覚障害）における指導等に関する実態調査」のデータ提供を受け、全国聾学校長会と聴覚班が連携し、年度内に分析を行った。研究成果についても全国聾学校長会を通じて効果的に普及することとしている。</p> <p>⑤ 活用度調査の改善と実施</p> <p>平成 30 年度は、次のような内容で調査を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査期間 平成 31 年 3 月 8 日～平成 31 年 3 月 28 日 ・調査内容 平成 27 年度及び 28 年度に終了した研究課題の研究成果報告書サマリー集、研究成果報告書、リーフレット、ガイドブック等の現場における課題の改善への活用等についての意見招請 ・調査対象 都道府県等教育委員会、特別支援教育センタ 	<p>・不登校の背景に発達障害がある場合の支援について 適切なアセスメント、支援がなされず長期のひきこもりになってしまうケースは多いのではないか。不登校と発達障害の関連性と実態調査、地域の社会資源とつながったチーム支援の在り方、などの研究をお願いしたい。</p>
			<p>⑤ 終了した研究課題毎に、教育委員会や学校等の教育現場における研究成果の活用状況（研修会等での活用実績や授業実践への活用実績等）について毎年度アンケート調査を実施し、半数以上の現場で改善に活用されているかの検証を行う。また、研究成果がより一層教育現場で活用されるよう、得られた調査結果を分析し、必要に応じて教育委員会等へ聞き取り調査を行うとともに、研究成果のアウトプット方法を検討し、次の研究計画立案に活用する。</p>		

				<p>一の計 191 件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・結果 <p>105 件の回答（回収率は 55.0%）があり、最も多く利用された成果物は「小学校・中学校管理職のための特別支援学級の教育課程編成ガイドブック－試案－」であり、回答した機関の 57.1%が「特に活用できた」「活用できた」と回答した。続いて「特別支援教育で ICT を活用しよう」が 54.3%、「インクルーシブ教育システム構築のための体制づくりに関する研究－学校における体制づくりのガイドライン（試案）の作成－」が 51.4%となった。また、「特に活用できた」と「活用できた」を合わせた成果物の数が 1 つ以上あった機関の割合は 70.5%、6 つ以上の機関の割合でみても 51.4%であり、半数以上の機関が少なくとも 6 つ以上の成果物を活用していた。また、研究成果の示し方については「リーフレットのように研究の概要が簡潔にまとめられたもの」「ガイドブックのように教員が活用しやすいもの」「教育委員会や特別支援教育センターでの研修で活用しやすいもの」という回答が多かった。教育委員会 1 機関、及び特別支援教育センター 2 機関に対して聞き取り調査を行った結果でも、同様の回答がみられた。</p>	
<p>(2) 評価システムの充実による研究の質の向上</p> <p>研究の実施に当たっては、特別支援教育政策の充実及び教育現場の教育実践等の推進に貢献する観点から、内部評価及び外部評価を実施し、研究計画・内容の改善、研究の効果的・効率的実施及び研究の質的向上を図ること。また、P D C A サイクルを確立し、十分に機能させ、研究内容の更なる質的向上を図るための評価システムを充実すること。</p>	<p>(2) 評価システムの充実による研究の質の向上</p> <p>① 「研究基本計画」に基づき、研究課題毎に、国の政策課題や教育現場の課題への貢献等の観点から、中間及び終了時における内部評価及び研究所運営委員会による外部評価を実施し、研究計画・内容の改善、研究の効果的・効率的実施及び研究の質的向上を図る。全ての研究課題について、外部評価において、高い評価（5段階評価で 4 以上）を得る。</p>	<p>(2) 評価システムの充実による研究の質の向上</p> <p>① 「研究基本計画」に基づき、研究課題毎に、国の政策課題や教育現場の課題への貢献等の観点から、中間及び終了時における内部評価及び研究所運営委員会による外部評価を実施し、研究計画・内容の改善、研究の効果的・効率的実施及び研究の質的向上を図る。全ての研究課題について、外部評価において、高い評価（5段階評価で 4 以上）を得る。</p>	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部評価において、全ての研究において高い評価（5段階評価で 4 以上）を得る。 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究区分の特性に応じた評価システムを構築し、アウトカムを重視した評価の観点・項目の設定等を行い、評価システムの改善を図る。また、P D C A サイクルを重視して評価システムを運用する。 <p><評価の視点></p>	<p><主要な業務実績></p> <p>① 内部評価と外部評価</p> <p>内部評価として、研究の実施期間中に行われる中間評価、研究開始年度の年度末に行われる初年度評価と最終年度の年度末に行われる最終評価を行った。</p> <p>外部評価は、研究所の運営委員会に置く外部有識者で構成される外部評価部会が以下のとおり行った。</p> <p>(外部評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期間 平成 31 年 4 月～令和元年 5 月 ・対象課題 基幹研究 6 課題 地域実践研究 4 課題 	<p><根拠></p> <p>平成 30 年度に実施した基幹研究 6 課題及び地域実践研究 4 課題について、内部評価及び外部評価を実施した。外部評価において全 10 課題のうち 1 課題が A+、それ以外の 9 課題が A となり、全 10 課題で 5 段階中 4 以上の評価となった。</p> <p>また、外部評価の実施にあたり「平成 29 年度における業務の実績に関する</p> <p>有識者意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部評価の結果も極めて良く、研究成果が出ていると言える。 ・これまでの定量的な評価と共に、定性的な評価の導入は、特別支援教育が、本来、一人一人の子供の個の成長と発達とを捉えることからも重要であり、定量的な評価では見えない、一人一人の個についての研究成果を見るには重要となる。さらに、その研究成果を P D C A サイクルの中に位置付け、その運用を図っていることも評価できる。 ・研究の成果が短期で明確にな

<p>【指標】</p> <p>・研究所運営委員会の行う外部評価において、全ての研究において高い評価（5段階評価で4以上）を得る（平成23年度～平成26年度実績：全ての研究で4以上の評価）。</p>	<p>② 研究の評価に当たっては、研究区分の特性に応じた評価システムを構築するとともに、アウトカムを重視した評価の観点・項目の設定、自己評価の充実などの評価システムの改善を図る。また、評価結果を研究課題の設定や研究内容の改善に生かすとともに、研究所の日々の研究活動の質的向上につなげるなど、P D C Aサイクルを重視して評価システムを運用する。</p>	<p>② 研究の評価に当たっては、研究区分の特性に応じた評価システムを構築するとともに、アウトカムを重視した評価の観点・項目の設定、自己評価の充実などの評価システムの改善を図る。また、評価結果を研究課題の設定や研究内容の改善に生かすとともに、研究所の日々の研究活動の質的向上につなげるなど、P D C Aサイクルを重視して評価システムを運用する。</p>	<p>特になし</p>	<p>・評価結果</p> <p>A+、A、B、C、C-の5段階で評価を実施し、10課題のうち、A+評価が1課題、A評価が9課題であった。</p> <p>なお、A+であった課題は以下のとおりである。その他の課題はA評価。</p> <p>i) 最終評価（平成30年度終了課題）</p> <p>・「精神疾患及び心身症のある児童生徒の教育的支援・配慮に関する研究」</p> <p>→ 評価：A+</p> <p>② 評価システムの改善</p> <p>平成30年度は、平成29年度に引き続き、評価の観点として、国の政策立案や施策推進等への寄与、地方自治体の施策推進等への寄与、学校現場での課題解決への寄与の観点で該当する研究成果の活用可能性を評価するなど、アウトカムを重視する評価の観点を設定した。また、初年度評価については、研究の進捗状況を中心とした総合評価とし、次年度に向けた改善策や充実につながる方策についての意見を求める項目を設定し、研究の質的向上につながる評価を行った。</p> <p>地域実践研究については、これらに加えて指定地域での課題解決の見込みについて項目を設定するなど、研究区分の特性に応じた評価を行った。</p> <p>内部評価、外部評価の評価結果については、評価結果の確定後に、理事長が、それぞれの研究代表者へ速やかにフィードバックし、指摘への対応状況について次の段階の自己評価の際に様式に記入させ、具体的な報告を求めるなど、PDCAサイクルが着実に実施されるように評価システムを運用した。</p>	<p>評価」（平成30年8月）における主務大臣の指摘事項（有識者の意見）「ホームページや特総研の印刷物等を活かしているかが評価できると良い」を踏まえ、外部評価部会で評価を実施した。</p> <p>基幹研究と地域実践研究で異なる評価の観点を設けるなど、研究区分の特性に応じた評価を行うとともに、定性的な評価を指向した評価票の改善を行った。</p> <p>評価結果は理事長が、それぞれの研究代表者へ速やかにフィードバックするなど、PDCAサイクルが着実に実施されるように評価システムを運用した。</p> <p>以上により目標を達成した。</p> <p><課題と対応></p> <p>評価項目、評価方法についてはその改善のため不斷の見直しを行い、他の独立行政法人等の評価システムを参考とするなど評価システムの充実を図ることとしている。</p>	<p>ものではないと思われるが、研究の成果がすべての子どもたちに還元されることを目指して今後とも引き続き、研究を進めていただきたい。</p> <p>・外部評価を活用し、評価システムの見直しがなされており、P D C Aサイクルで、その評価が確実に研究内容に反映されるようになっており、評価できる。</p>
---	---	---	-------------	---	--	--

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

特になし。

様式 1－1－4－1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
1－2	各都道府県等における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与する指導者の養成			
業務に関連する政策・施策	政策目標 2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり 施策目標 2－8 一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法第 12 条第 1 項第 2 号
当該項目の重要度、難易度	重要度「高」、難易度「高」：(2) 各都道府県等が実施する教員の資質向上に関する支援 各都道府県等が進める教職員の資質向上への支援は、喫緊の課題であり、重要度は高い。また、免許法認定通信教育は、新たにシステムを構築して運用を図るもので、コンテンツの新規整備や各都道府県における試験の実施等、様々な課題があり、難易度は高い。		関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー番号 118、119

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度		28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度
研修受講者の研修修了後における指導的役割の実現状況	80%以上	—	100%	100%	94.4%			予算額（千円）	247,370	285,147	225,605		
研修受講者が事前に設定した自己目標の研修修了直後における実現状況	80%以上	—	96.4%	96.4%	93.3%			決算額（千円）	202,561	235,631	192,395		
講義配信の受講登録数	中期目標期間終了までに、4,000人以上	—	1,877人 (28年度計画値:800人以上)	2,722人 (29年度計画値:2,400人以上)	3,876人 (30年度計画値:3,500人以上)	(元年度計画値:4,000人以上)		経常費用（千円）	202,404	253,947	210,682		
免許法認定通信教育及び免許法認定講習による単位取得者数	中期目標期間終了までに、3,000人以上	—	551人 (28年度計画値:300人以上)	1,470人 (29年度計画値:700人以上)	1,574人 (30年度計画値:1,000人以上)	(元年度計画値:1,000人以上)		経常利益（千円）	186,231	240,147	197,037		
								行政サービス実施	194,259	253,947	210,682		

									コスト（千円）				
									従事人員数	13	15	12	

注1) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注2) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注3) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
(1) 国の政策課題や教育現場のニーズ等に対応できる指導者の専門性の向上 インクルーシブ教育システムの構築に向けて、各都道府県等における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与する指導者の養成を図るため、各都道府県等における障害種ごとの教育の中核となる教職員を対象とした専門的・技術的な研修及び各都道府県等における指導的立場にある教職員を対象とした特別支援教育政策上や教育現場等の喫緊の課題等に対応した専門的・技術的な研修を実施すること。 研修の実施に当たっては、その実施状況を踏まえた課題や改善が必要な事項等を整理するとともに、教員研修センターなどの関係機関との連携等研究所の研修に求められるニーズを的確に把握し、社会情勢の変化等を勘案した集	(1) 国の政策課題や教育現場のニーズ等に対応できる指導者の専門性の向上 ① 研修の背景・必要性や研究所が実施する研修の基本方針や概要、実施体制等を明らかにした「研修指針」を策定し、これに基づき、次の研修を実施する。 イ 特別支援教育専門研修:各都道府県等の障害種毎の教育の中核となる教職員を対象に、障害種別にコース・プログラムを設け、その専門性と指導力の向上を図る研修(約2か月間の宿泊研修) (第一期) 発達障害・情緒障害・言語障害教育コース ・視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱教育コース 募集人員: 70名 実施期間: 平成30年5月14日～平成30年7月13日 (第二期) 知的障害教育コース 募集人員: 70名 実施期間: 平成30年9月5日～平成30年11月9日 (第三期) 視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱教育コース 募集人員: 70名 実施期間: 平成31年1月9日～平成31年3月14日 (言語障害教育専修プログラム) 募集人員計: 210名 ロ インクルーシブ教育システムの充実に関わる指導者研究協議会: 各都道府県等に	(1) 国の政策課題や教育現場のニーズ等に対応できる指導者の専門性の向上 ① 「研修指針」に基づき、次の研修を実施する。 イ 特別支援教育専門研修:各都道府県等の障害種毎の教育の中核となる教職員を対象に、障害種別にコース・プログラムを設け、その専門性と指導力の向上を図る研修(約2か月間の宿泊研修) (第一期) 発達障害・情緒障害・言語障害教育コース ・視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱教育コース 募集人員: 70名 実施期間: 平成30年5月14日～平成30年7月13日 (第二期) 知的障害教育コース 募集人員: 70名 実施期間: 平成30年9月5日～平成30年11月9日 (第三期) 視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱教育コース 募集人員: 70名 実施期間: 平成31年1月9日～平成31年3月14日 (言語障害教育専修プログラム) 募集人員計: 210名 ロ インクルーシブ教育システムの充実に関わる指導者研究協議会: 各都道府県等に	<主な定量的指標> ・研修受講者の研修修了後における指導的役割の実現状況について80%以上 ・研修受講者が事前に設定した自己目標の研修修了直後における実現状況について80%以上 <その他の指標> ・研究所の研修に求められるニーズや社会情勢の変化等を的確に反映させる。また、講義のほか、演習・研究協議等の演習形式を多く取り入れる等プログラムの工夫を行ったか。 <評価の視点> 特になし ロ インクルーシブ教育システムの充実に関わる指導者研究協議会について	<主要な業務実績> ① 「研修指針」に基づく研修の実施 ・当研究所の研修は、第4期中期計画に基づき、研修の背景・必要性、研修実施の基本方針や実施体制等を明らかにした「研修指針」を策定(平成28年3月)し、実施している。 イ 特別支援教育専門研修について ・インクルーシブ教育システムの充実に向け、各都道府県等の障害種毎の教育の中核となる教職員を対象に、専門性の向上や指導力の一層の向上を図り、今後の各都道府県等における指導者としての資質を高める研修を年度計画どおり実施した。また、発達障害教育実践セミナーでは、これまでの定員200名から300名(+150%)へと100名の定員数を増やした。さらに、特別支援学校「体育・スポーツ」実践指導者協議会では2日間開催とし、より多くの実践を学びたいという受講者のニーズに応える改善を図った。 その他全ての研修、協議会において、学習指導要領改訂に対応したカリキュラムの見直しや、昨年度の参加者アンケート等を参考に内容の見直しを行った。	<評定と根拠> 評定:A ① 「研修指針」に基づく研修の実施 ・当研究所の研修は、第4期中期計画に基づき、研修の背景・必要性、研修実施の基本方針や実施体制等を明らかにした「研修指針」を策定(平成28年3月)し、実施している。 イ 特別支援教育専門研修について ・インクルーシブ教育システムの充実に向け、各都道府県等の障害種毎の教育の中核となる教職員を対象に、専門性の向上や指導力の一層の向上を図り、今後の各都道府県等における指導者としての資質を高める研修を年度計画どおり実施した。また、発達障害教育実践セミナーでは、これまでの定員200名から300名(+150%)へと100名の定員数を増やした。さらに、特別支援学校「体育・スポーツ」実践指導者協議会では2日間開催とし、より多くの実践を学びたいという受講者のニーズに応える改善を図った。 その他全ての研修、協議会において、学習指導要領改訂に対応したカリキュラムの見直しや、昨年度の参加者アンケート等を参考に内容の見直しを行った。	評定 <評定に至った理由> <評価すべき実績> <今後の課題・指摘事項> <その他事項> 有識者意見 ・計画通りの研修が企画実施され、受講者も目標を超えている。 ・実施後の評価も良い。 ・インクルーシブ教育については、その重要性は認められつつあるが、その具体的な教育に関しては、その充実を図ることが、これまで以上に期待されるところである。そこで、国立特別支援教育総合研究所の果たす役割は、これまで以上に重要なとなる。今後、インクルーシブ教育が日本の学校教育全体に機能するためには、国立特別支援教育総合研究所の研修の更なる充実が求められる。研修の定員数を増やしているものの、それだけでは現状からも不足しているのではないだろうか。より一層の充実を図ることが期待される。

<p>中と選択の観点から、研修の背景、必要性や具体的な内容を明らかにした研修体系を早急に策定すること。</p> <p>さらに、研修を通じて、国の特別支援教育政策や研究成果等の最新の知見等を普及するとともに、国の特別支援教育政策の動向や教育委員会・受講者等の意見を踏まえたカリキュラム等の見直しを行い、PDCAサイクルを十分に機能させる取組を行うこと。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会等派遣元に対して調査を実施し、研修受講者の研修修了後における指導的役割の実現状況について 80%以上の達成を図る。 ・研修受講者が事前に設定した自己目標の研修修了直後における実現状況について 80%以上の達成を図る。 <p>【優先度：高】</p> <p>各都道府県等の特別支援教育の指導者養成は、喫緊の課題であり、優先度は高い。</p>	<p>議会:各都道府県等において指導的立場に立つ指導主事や教職員を対象に、特別支援教育政策上や教育現場等の喫緊の課題に関する専門的な知識・技能等の向上を図る研修(各2日間の宿泊研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校における通級による指導に関する指導者研究協議会(連続型) <p>募集人員:100名</p> <p>実施期間:</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1回 平成30年5月7日～8日 第2回 平成30年8月27日～28日 第3回 平成30年12月10日～11日 <p>・特別支援教育におけるICT活用に関する指導者研究協議会</p> <p>募集人員:70名</p> <p>実施期間:平成30年7月23日～24日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交流及び共同学習推進指導者研究協議会 <p>募集人員:70名</p> <p>実施期間:平成30年11月21日～22日</p> <p>ハ 特別支援学校寄宿舎指導実践協議会:全国特別支援学校長会と連携し、各都道府県等において指導的な立場にある寄宿舎指導員を対象として、寄宿舎における幼児児童生徒の生活指導等に関する実践発表、情報交換等を行い、寄宿舎における指導の充実を図る協議会</p> <p>募集人員:60名</p> <p>実施期間:平成30年7月31日</p> <p>ニ 特別支援学校「体育・スポーツ」実践指導者協議会:全国特別支援学校長会と連携し、特別支援学校の体育・スポーツ活動に関して指導的立場に立つ教員等を対象として、実践交流・情報交換を通じて、体育・スポーツ指導の専門性の向上及び特別支援学校を拠点とした体育・スポーツ活動の充実を図る協議会</p> <p>募集人員:60名</p> <p>実施期間:平成30年8月21日～平成30年8月22日</p>	<p>おいて指導的立場に立つ指導主事や教職員を対象に、特別支援教育政策上や教育現場等の喫緊の課題に関する専門的な知識・技能等の向上を図る研修(各2日間の宿泊研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校における通級による指導に関する指導者研究協議会(連続型) <p>募集人員:100名</p> <p>実施期間:</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1回 平成30年5月7日～8日 第2回 平成30年8月27日～28日 第3回 平成30年12月10日～11日 <p>・特別支援教育におけるICT活用に関する指導者研究協議会</p> <p>募集人員:70名</p> <p>実施期間:平成30年7月23日～24日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交流及び共同学習推進指導者研究協議会 <p>募集人員:70名</p> <p>実施期間:平成30年11月21日～22日</p> <p>ハ 特別支援学校寄宿舎指導実践協議会:全国特別支援学校長会と連携し、各都道府県等において指導的な立場にある寄宿舎指導員を対象として、寄宿舎における幼児児童生徒の生活指導等に関する実践発表、情報交換等を行い、寄宿舎における指導の充実を図る協議会</p> <p>募集人員:60名</p> <p>実施期間:平成30年7月31日</p> <p>ニ 特別支援学校「体育・スポーツ」実践指導者協議会:全国特別支援学校長会と連携し、特別支援学校の体育・スポーツ活動に関して指導的立場に立つ教員等を対象として、実践交流・情報交換を通じて、体育・スポーツ指導の専門性の向上及び特別支援学校を拠点とした体育・スポーツ活動の充実を図る協議会</p> <p>募集人員:60名</p> <p>実施期間:平成30年8月21日～平成30年8月22日</p>	<p>特別支援教育政策上の課題や教育現場等の喫緊の課題等に対応し、年度計画どおりに3つの研究協議会を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校における通級による指導に関する指導者研究協議会の受講者数は116名で、募集人員に対する参加率は平均で108.3%であった。 ・特別支援教育におけるICT活用に関する指導者研究協議会の受講者は82名で、募集人員に対する参加率は117%であった。 ・交流及び共同学習推進指導者研修協議会の受講者数は77名で、募集人員に対する参加率は110%であった。 ・3つの研究協議会いずれも、前年度より参加率が3%～12%増加している。 <p>ハ 特別支援学校寄宿舎指導実践協議会について</p> <p>特別支援学校寄宿舎指導実践協議会は、全国特別支援学校長会との連携研修であり、受講者は67名であった。寄宿舎指導員の研修の機会が全国的に少ない中、受講者からは有意義であったとのプラス評価が94%で満足度の高い協議会となった。</p> <p>ニ 特別支援学校「体育・スポーツ」実践指導者協議会について</p> <p>特別支援学校「体育・スポーツ」実践指導者協議会は、全国特別支援学校長会との連携研修であり、受講者は40名であった。受講者のニーズを反映し、2日間に拡充しての開催となり、有意義であったとのプラス評価が98%で満足度の高い協議会となった。</p>	<p><課題と対応></p> <p>特別支援学校の学習指導要領の改訂や高等学校における通級による指導の制度化等、新たな教育課題へ迅速に対応できるよう研究成果を十分に研修に反映させることが必要となってきた。このため、受講者や教育委員会等のアンケート等を基にカリキュラムの改善を図る等、不断の見直しを行い、PDCAサイクルを十分に機能させ、今後の研修事業の在り方の検討を早急に進めていく必要がある。</p> <p>・今後、各都道府県の特別支援教育推進のための指導者の役割を担っていく人材の育成の場として、本研究所の実績は大きい。長年の実績により、現在、これまで研修を受けた人材が、全国で指導的な立場に育っており、今後も時代にあった内容にリニューアルしつつ、継続していただきたい。</p> <p>・障害に対する知識や授業内容・方法だけではなく、指導の評価方法や、授業研究の在り方等、指導者としての実践力が身に付く研修内容もあると良い。</p> <p>・特別支援教育を学校経営の観点から進めるため、国の中研修などの他機関とも連携し、現在、管理職である者への研修も検討してほしい。</p>
---	---	---	---	---

	<p>② 上記のほか、教育委員会等の指導主事や幅広い学校種の教員などを対象に、発達障害教育の理解推進と実践的な指導力の向上を図るための教育実践セミナーを実施する。</p> <p>発達障害教育実践セミナー：発達障害のある幼児児童生徒に対する指導・支援に関して、最新情報の提供や取組の紹介、実践事例の報告、研究協議等を通じ、発達障害教育の理解推進と実践的な指導力の向上を図ることを目的としたセミナー</p> <p>募集人員：300名</p> <p>実施期間：平成30年8月3日</p>	<p>② 発達障害教育実践セミナーについて 広く発達障害についての教員の理解促進と実践的な指導力の向上を図るために「発達障害教育実践セミナー」を開催した。発達障害に対する関心の高まりや研修ニーズに応え、募集人員を前年度より100名増加して実施した。募集開始直後に応募が定員に達する状況であった。全体テーマを「通級による指導」に焦点を当てながら、幼児期から就労に至るライフステージに応じた切れ目のない支援体制の構築を目指した。参加者の満足度が99.1%となり、満足度の高いセミナーとなった。</p> <p>なお、本セミナーへのニーズの高さから、当日の基調講演の動画及び資料の一部を、当研究所発達障害教育推進センターWebサイトに掲載し、誰もが閲覧できるよう利便を図った。</p> <p>③ 研修カリキュラムの見直し等について 特別支援教育専門研修及び各研究協議会の修了直後のアンケート等を踏まえ、見やすく分かりやすい資料の作成例の提案やシラバスに沿った講義となるよう担当講師への要請、最新の研究成果を講義に取り入れるなどのカリキュラムの見直し等を行った。また、特別支援教育政策上や教育現場等の喫緊の課題に対応するため、平成30年度より開始となった高等学校における通級による指導について、より実践的な内容となるようカリキュラムの見直しを行った。発達障害教育実践セミナーでは、喫緊の課題である通級による指導担当者の実践的指導力の向上を目指し、より具体的な内容とするなどの見直しを行った。さらに、2020年に開催される東京オリンピック、パラリンピックに向けた機運の高まりを受け、各地域で障害者スポーツの振興が図られるよう障害者スポーツ等に関わる講義・演習を取り入れた。その他全ての研修において新学習指導要領に対応した内容となるよう見直した。</p> <p>(主な改善例) ・インクルーシブ教育システムの充実を図るために、特別支援教育専門研修の「各障害種教育論」等において、小・中学校等に在籍してい</p>	
	<p>② 研修の実施に当たっては、教職員支援機構などの関係機関との連携等研究所の研修に求められるニーズや社会情勢の変化等を的確に反映させる。また、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、国の特別支援教育政策や研究成果等の最新の知見等を取り入れるとともに、講義のほか、演習・研究協議等の演習形式が多く取り入れ、受講者が受講した内容を実際の教育や活動の中で生かせるようプログラムを工夫する。</p>	<p>③ 研修の実施に当たっては、関係機関との連携等研究所の研修に求められるニーズや社会情勢の変化等を的確に反映させる。また、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、国の特別支援教育政策や研究成果等の最新の知見等を取り入れるとともに、講義のほか、演習・研究協議等の演習形式が多く取り入れ、受講者が受講した内容を実際の教育や活動の中で生かせるようプログラムを工夫する。</p>	

			<p>る支援の必要な児童生徒への指導内容・方法等に関する内容を増やすとともに、研究成果や新学習指導要領、高校通級に関わる内容等、国の最新情報や最新の調査結果を取り入れるなど、講義内容について隨時見直しを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「教育と医療・保健・福祉・労働との連携」の講義において特別支援学校の地域支援（センター的機能）を意識した内容とした。 ・受講者が指導者として活躍できるよう共通講義「研修の企画・運営の方法」において、グループ協議を行った上で自己目標を考えさせるなど、協議・演習の構成を工夫した。 ・障害者スポーツについては、特別支援教育担当教員が啓発していくことの重要性に鑑み、専門研修において「障害者スポーツの概要と実践」を取り入れた。 ・高等学校における通級による指導の国の方針動向を踏まえ、導入に向けての経緯や検討課題、留意点等についての講義や、既に導入している教育委員会、高等学校の取組の紹介を取り入れた。また、連続型の研修であることを生かして時間を置いて課題を整理するなど、より実践的な研修を実施した。さらに、指導実践の充実に向けて、自立活動に基づいた指導内容を検討する演習を行うなどの内容を取り入れた。 <p>④ 教育委員会等や受講者に対するアンケート調査</p> <p>1) 特別支援教育専門研修修了1年後アンケート調査における指導的役割の実現状況</p> <p>平成29年度特別支援教育専門研修修了者について、修了1年後を目途に、受講者、受講者の所属長及び教育委員会に対し、受講者の各地域等での指導的役割の実現状況の把握を目的に、アンケート調査を行った。</p> <p>その結果、研修成果を教育実践に反映できていると考える受講者は97.2%、受講者が研修成果を教育実践に反映できていると考える受講者の所属長（校長等）は98.2%、指導的役割を実現できていると考える教育委員会は94.4%と、目標値である80%を超える結果となった。</p>	
	<p>③ 任命権者である教育委員会等に対して、研修修了1年後に受講者の指導的役割の実現状況についてのアンケート調査(各地域で行う研修や研究会等の企画・立案、講師としての参画などの指導的役割の実現状況)を実施し、80%以上の達成を確保する。</p> <p>また、特別支援教育専門研修の受講者に対して、事前に設定した研修の自己目標の修了直後における実現状況についてアンケート調査を実施し、80%以上の達成を確保する。</p> <p>これらのアンケート調査で、</p>	<p>④ 特別支援教育専門研修及びインクルーシブ教育システムの充実に関わる指導者研究協議会の平成29年度受講者及び任命権者である教育委員会等に対し、平成29年度研修受講者を対象とした研修修了1年後における指導的役割の実現状況(各地域で行う研修や研究会等の企画・立案、講師としての参画などの指導的役割の実現状況)についてのアンケート調査を実施し、80%以上の達成を確保する。</p> <p>また、特別支援教育専門研修の受講者に対して、事前に設定した研修の自己目標の修了直後における実現状況についてアンケート調査を実施し、80%以上の達成を確保する。</p>		

	80%を下回った場合には、研修の内容・方法等を改善するとともに、あわせて、国の特別支援教育政策の動向等を踏まえたカリキュラム等の見直しを適宜行うなど、P D C Aサイクルを重視した研修の運営を行う。	これらのアンケート調査で、80%を下回った場合には、研修の内容・方法等を改善するとともに、あわせて、国の特別支援教育政策の動向等を踏まえたカリキュラム等の見直しを適宜行うなど、P D C Aサイクルを重視した研修の運営を行う。	2) 特別支援教育専門研修における自己目標の修了直後における実現状況 平成30年度特別支援教育専門研修受講者の研修修了直後における自己目標の実現状況は、第一期は92%、第二期は91%、第三期は97%と、目標値である80%を超える結果となった。 また、修了直後アンケートでは、「研修プログラムが指導者養成研修として適切であるかどうか」について聞いているが、第一期は100%、第二期は99%、第三期は100%の「適切である」という評価結果を得た。 3) インクルーシブ教育システムの充実に関わる指導者研究協議会修了1年後アンケート調査における指導的役割の実現状況 平成29年度インクルーシブ教育システムの充実に関わる指導者研究協議会（高等学校における通級による指導に関わる指導者研究協議会、特別支援教育におけるICT活用に関わる指導者研究協議会、交流及び共同学習推進指導者研究協議会）について、特別支援教育専門研修と同様に、受講者、受講者の所属長及び教育委員会等に対して、研修修了1年後アンケート調査を実施した。 その結果、3つの研究協議会全体では、研修成果を教育実践に反映できていると考える受講者は94.7%、研修成果を教育実践に反映できていると考える受講者の所属長は98.2%、指導的役割を実現できていると考える教育委員会は96.8%と、目標値である80%を超える結果となった。 また、平成30年度の研究協議会受講者に対する修了直後のアンケート調査結果においては、「研修プログラムが全体として有意義であったかどうか」について聞いているが、高等学校における通級による指導に関わる指導者研究協議会で99.4%、特別支援教育におけるICT活用に関する指導者研究協議会で100%、交流及び共同学習指導者研究協議会で100%の「有意義であった」という評価結果を得た。		
(2) 各都道府県等が実施する教員の資質向上に関する支援	(2)各都道府県等が実施する教員の資質向上に関する支援	(2) 各都道府県等が実施する教員の資質向上に関する支援	<主な定量的指標> ・講義配信の受講登録数 3,500 人以上	<主要な業務実績>	<根拠> 有識者意見 ・講義配信受講登録は目標を達成しているが、講義配信や講義

<p>各都道府県等におけるインクルーシブ教育システムの構築に向けた幅広い教員の資質向上のため、多様な学びの場に対応した講義配信コンテンツの計画的な整備を図り、インターネットにより学校教育関係者等へ配信すること。また、特別支援学校教諭免許状取得率向上のための免許法認定通信教育及び免許法認定講習を実施すること。</p> <p>これらの実施に当たっては、利用者のアンケート調査等を基に、内容及び運用の改善を図ること。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講義配信の受講登録者数を、中期目標期間終了までに、4,000人以上とする（平成28年1月現在登録機関数：1,156機関。平成28年度以降、利便性向上のため個人登録に変更。） ・免許法認定通信教育及び免許法認定講習による単位取得者数を中期目標期間終了までに、3,000人以上とする。 <p>【重要度：高】【難易度：高】</p> <p>各都道府県等が進める教職員の資質向上への支援は、喫緊の課題であり、重要度は高い。また、免許法認定通信教育は、</p>	<p>① 各都道府県等における障害のある児童・生徒等の教育に携わる教員をはじめ、幅広い教員の資質向上の取組を支援するため、「研修指針」に基づき、特別支援教育に関する基礎的及び専門的内容の講義を収録し、インターネットにより学校教育関係者等へ配信する。</p> <p>イ 配信する講義コンテンツについては、障害のある子供が多様な学びの場（特別支援学校、特別支援学級、通級による指導、通常の学級）で学んでいることを考慮し、幅広い教職員のニーズに応えるため、幼稚園及び高等学校の教員向けのコンテンツの拡充や学習指導要領の改訂に応じたコンテンツの制作など、幼稚園から高等学校段階までの教職員の専門性向上に向けて、体系的・計画的な整備を図る。また、利用者のアンケート調査等を基に、内容及び運用の改善を図ったか</p> <p>ロ 幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校等に対して、幅広く広報することにより、講義配信の受講登録数を、平成30年度末までに、3,500人以上を確保する。</p> <p>ハ 広く学校教育関係者等の利用に供するため、教育委員会等からの申し出に応じて、講義配信コンテンツの動画ファイル等を提供する。</p>	<p>① 「研修指針」に基づき、特別支援教育に関する基礎的及び専門的内容の講義を収録し、インターネットにより学校教育関係者等へ配信する。</p> <p>イ 配信する講義コンテンツについては、障害のある子供が多様な学びの場（特別支援学校、特別支援学級、通級による指導、通常の学級）で学んでいることを考慮し、幅広い教職員のニーズに応えるため、幼稚園及び高等学校の教員向けのコンテンツの拡充や学習指導要領の改訂に応じたコンテンツの制作など、幼稚園から高等学校段階までの教職員の専門性向上に向けて、体系的・計画的な整備を図る。また、利用者のアンケート調査等を基に、内容及び運用の改善を図ったか</p> <p>ロ 幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校等に対して、幅広く広報することにより、講義配信の受講登録数を、平成30年度末までに、3,500人以上を確保する。</p> <p>ハ 広く学校教育関係者等の利用に供するため、教育委員会等からの申し出に応じて、講義配信コンテンツの動画ファイル等を提供する。</p>	<p>・免許法認定通信教育及び免許法認定講習による単位取得者数 1,000人以上</p> <p><その他の指標></p> <p>・講義コンテンツについて体系的・計画的な整備を図るとともに最新の情報を提供できるよう更新を行う。また、利用者のアンケート調査等を基に内容及び運用の改善を図ったか</p> <p><評価の視点></p> <p>特になし</p>	<p>① インターネットによる講義配信</p> <p>1) 講義コンテンツの充実</p> <p>都道府県等において、障害のある児童生徒等の教育に携わる教員の資質向上を図る取組を支援するため、インターネットによる講義配信を行っている。配信する講義コンテンツについて、平成30年度は、インクルーシブ教育システムの充実に向け、高等学校や幼稚園における特別支援教育に対応した3コンテンツを追加公開し、合計10コンテンツの視聴を可能とした。また、学習指導要領改訂に対応したコンテンツの作成及び更新を計画的に実施している。さらに、特別支援教育を学校経営の観点から進めるために、管理職向けのコンテンツを1コンテンツ追加公開した。</p> <p>平成30年度末現在、障害種別等の基礎的な内容を学ぶ基礎編45コンテンツ、専門的な内容を学ぶ専門編76コンテンツの計121コンテンツが視聴可能となった。</p> <p>(高等学校、幼稚園における特別支援教育に対応したコンテンツ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校に求められる合理的配慮と基礎的環境整備 ・高等学校における校内支援体制づくり（1） ・高等学校における校内支援体制づくり（2） ・高等学校における特別な配慮を要する生徒への進路指導 ・高等学校における特別支援教育に関する研修及び授業研究の進め方 ・高等学校段階（思春期）における障害のある生徒の心理と自己理解 ・幼児期における特別支援教育の考え方 ・幼児期の具体的な関わり方の実際 ・幼児期の関係機関との連携 ・幼児期の子どもをもつ保護者との関わり <p>(学習指導要領改訂に対応したコンテンツの更新)</p> <p>これまで公開してきたコンテンツについて、学習指導要領改訂に伴って内容を見直し、学習指導要領本格実施までに計画的に更新する。平</p>	<p>教員の資質向上支援について、講義配信登録者数が3,876人となり、年度計画の3,500人を超えて、目標を達成した。また、免許法認定通信教育及び免許法認定講習による単位取得者数は1,574人となり、年度計画の1,000人を大幅に超え、目標を達成した。</p> <p>講義コンテンツの充実の取組として、高等学校や幼稚園における特別支援教育に対応したコンテンツ、学習指導要領改訂に対応したコンテンツの更新及び新規作成、管理職向けのコンテンツの追加等を行い、121コンテンツが視聴可能となった。</p> <p><課題と対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習指導要領の改訂や高等学校における通級による指導の制度化を踏まえ、より教育現場の課題に対応した講義配信コンテンツの一層の整備を図り、広く普及していくことが必要となってきている。このため、令和元年度において、広報の充実や講義配信コンテンツの新たな整備を行っていく。 ・学習指導要領本格実施までに改訂内容に対応したコンテンツの更新、新たな「通常の学級における各教科等の学びの困難さに応じた指導」に関するプロ 	<p>コンテンツは、教育現場の状況からみるとさらなるニーズがあるように思われる。周知の方策を検討すると良い。</p> <p>・今日、教師の多忙化も言われ、各種研修においても学校を離れて研修会場に出向いての研修を受ける時間的な余裕もなくなっているのが、学校の実情である。インターネットによる講義を配信することにより、国立特別支援教育総合研究所が発信する各種教員研修を、勤務先や自宅において受講できるシステムは、機能的であり、その一層の充実が求められる。インターネットによる配信は、受講者の都合による受講が可能であり、研修機会の多様化になっており、受講者から見ても使い勝手の良い研修の機会を持つことになる。学校の今日的な状況から見ても、このインターネット配信による研修における講義の配信は、今後の内容の一層の充実が期待されると共に、今後の活用はさらに広がると考えられる。</p> <p>・インターネットによる講義配信については、今の時代にマッチした方法であり高く評価することはできる。しかし、残念ながら講義コンテンツが配信されていること、視聴可能であることが学校の職員に周知されているとはいえないのではないかと思っている。また、講義コンテンツを視聴するための時間を確保できない教員も多くいるのではないかとも考</p>
---	---	---	---	--	--	--

<p>新たにシステムを構築して、運用を図るもので、コンテンツの新規整備や各都道府県における試験の実施等、様々な課題があり、難易度は高い。</p>	<p>② 特別支援学校教諭免許状の</p>	<p>② 特別支援学校教諭免許状の取得率向上</p>	<p>成 30 年度においては、20 コンテンツの更新を行った。</p> <p>(「通常の学級における各教科等の学びの困難さに応じた指導」に関するプログラム作成)</p> <p>平成 30 年度より 3 年間の計画で、「通常の学級における各教科等の学びの困難さに応じた指導」に関するプログラムを作成する。平成 30 年度においては、3 年間の計画を策定し、以下のとおり、3 コン텐ツの作成を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合的概論 I 「学習指導要領にみる特別支援教育」 ・総合的概論 II 「教育課程の連続性」 ・各論 I 「小学校国語」 <p>(管理職向けコンテンツの新規作成)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校・中学校管理職のための特別支援学級における教育課程編成 <p>2) 利用者アンケート調査等による改善</p> <p>平成 30 年度においては、講義配信コンテンツをどのように活用しているのか等、ニーズや実態を把握するために、登録者を対象としたアンケートを実施した。本調査の分析等は、令和元年度に行い、予定している講義配信新システムの移行の参考とする。</p> <p>3) 広報活動の実施による登録者数の増加</p> <p>リーフレットを各種学校長会や研究所セミナー、全国特別支援教育センター協議会等で配布し、幅広く広報を行ったことにより、登録者数は、平成 30 年度末で 3,876 名となった(平成 29 年度末の 2,722 名から 1,154 名の増(+42%))。</p> <p>4) 講義配信コンテンツの動画ファイル等の提供</p> <p>教育委員会や学校からのインターネット接続が制限されている場合があることから、教育委員会から申し出があった場合には、自治体のネットワークでの活用を行えるよう、ファイル等を提供する取組を行った。平成 30 年度は、東京都、岐阜県、茨城県、京都府、和歌山県の教育委員会にファイル等を提供した。</p> <p>② インターネットによる免許法認定通信教育の</p>	<p>グラムのコンテンツ作成を計画的に整備していく。</p>	<p>えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育が推進され、義務教育段階だけではなく、幼稚園や高等学校においても進展していくことを考えると、全国どこからでも視聴できる講義配信は、研修の方法として大変に有効である。今後、さらに周知を図り、個人だけではなく、関係機関の研修で活用されるよう周知を図りたい。 ・また、講義内容についても、講話だけではなく、受講者も共に活動できる内容や作業を伴う内容も検討されたい。 ・特別支援学級や通級による指導の担当教員の特別支援学校教諭免許状保有率は低く、講習を受ける機会の確保が難しい現職の教員にとって、免許法認定通信教育及び免許法認定講習による単位取得については、今後も期待が寄せられるところである。免許法認定通信教育及び免許法認定講習による単位取得者数の達成度が非常に高く、時代のニーズに合っている。視覚障害や聴覚障害に加え、知的障害や肢体不自由、病弱等の教諭免許に関する講義配信ができると良い。
--	-----------------------	----------------------------	--	--------------------------------	--

	<p>取得率向上のため、インターネットを通して免許法認定通信教育を実施する。また、特別支援教育専門研修において、免許法認定講習及び免許状更新講習を実施する。</p> <p>免許法認定通信教育の実施に当たっては、免許取得率の低い領域から優先的に科目を開設するとともに、受講者の利便性を考慮した運営の工夫を行う。</p> <p>免許法認定通信教育及び免許法認定講習による単位取得者数を中期目標期間終了までに、3,000人以上を確保する。</p>	<p>のため、インターネットを通して免許法認定通信教育を実施する。また、特別支援教育専門研修において、免許法認定講習及び免許状更新講習を実施する。</p> <p>免許法認定通信教育の実施に当たっては、平成29年度までに開講した3科目に加え、平成30年度から、新規科目を追加して開設する。</p> <p>(平成30年度前期開設科目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害児の心理、生理及び病理に関する科目（1単位） ・聴覚障害児の心理、生理及び病理に関する科目（1単位）（新規） <p>(平成30年度後期開設科目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害児の教育課程及び指導法（1単位） ・聴覚障害児の教育課程及び指導法（1単位） <p>免許法認定通信教育及び免許法認定講習による単位取得者数を平成30年度間に、延べ1,000人以上を確保する。</p>	<p>実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度は、前期に「視覚障害児の心理、生理及び病理（1単位）」及び「聴覚障害児の心理、生理及び病理（1単位）」（新規）を、後期に「視覚障害児の教育課程及び指導法（1単位）」及び「聴覚障害児の教育課程及び指導法（1単位）」を開設した。 <p>単位認定試験は、前期については平成30年9月1日（土）に全国23会場で、後期については平成31年2月2日（土）に全国23会場で実施し、単位取得者は1,287名となった。</p> <p>なお、前期試験においては北海道胆振東部地震の影響等で受験できなかった者、後期試験においては、インフルエンザ等により受験できなかった者を救済するため再試験を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受講者の利便性向上のため、試験実施会場を原則県庁所在地に設定するとともに、障害のある者への配慮について、本人からの聞き取りを基に措置した。また、受講者からの質問や要望を基に、「よくある質問」の拡充や理解度チェックテストを配信講義とは別に視聴できるようにするなどの改善を図った。 <p>[視覚障害のある者への配慮の例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・問題用紙へのチェックによる解答 ・ルーペの持参及び使用 ・試験時間の延長（1.3倍（弱視）1.5倍（盲）） ・テキスト形式の試験問題をUSBメモリに入れて出題 ・パソコン上で解答し、USBメモリに入れて提出 <p>[聴覚障害のある者への配慮の例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験室の前列、通路側に座席を設ける ・注意事項等の説明をメモにより伝達する ・試験開始と試験終了の合図について、近くで手で指示して行う <p>○ 特別支援教育専門研修における免許法認定講習及び免許状更新講習</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育専門研修においては、教育職員免許法施行規則に基づく免許法認定講習を併せて開設し、講習履修者に対して試験（レポート）による審査のうえ、特別支援学校教諭の一種又は二種免許状の取得に必要な単位について、延べ287名に単位の認定を行った。 	
--	--	--	---	--

			<ul style="list-style-type: none"> 当研究所の免許法認定通信教育及び免許法認定講習による単位取得者は、中期目標で 3,000 名を指標としているが、平成 30 年度においては年度計画の 1,000 名以上である 1,574 名が取得しており、国の施策である免許状取得率の向上に寄与しているものと考える。 特別支援教育専門研修において、併せて開設している免許状更新講習については、講習履修者に対して試験（記述式筆記）による審査のうえ、38 名の履修認定を行った。 	
--	--	--	---	--

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

予算額と決算額の差が 10%以上であるが、これは、講義配信システムの機能強化等の検討に時間を要し、令和元年度に同システムの改修を行うこととしたことが大きな要因である。

様式 1－1－4－1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
1－3	総合的な情報収集・発信や広報の充実及び関係機関等との連携強化を通じた特別支援教育に関する幅広い関係者の理解の促進				
業務に連する政策・施策	政策目標2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり 施策目標2－8 一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進			当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法第12条第1項第4号
当該項目の重要度、難易度	重要度「高」：（1）戦略的かつ総合的な情報収集・発信の推進 特別支援教育に係る有用な情報等を、教育関係者はもとより、民間企業や各種団体等に対しても広く提供し普及を図ることは、国の特別支援教育政策を進めていく上で重要であるため 重要度「高」：（2）特別支援教育に関する理解啓発活動の推進 対象が、特別支援学校及び特別支援学級等以外であるため、これまで以上の積極的かつ効果的な広報が必要となり、難易度は高い			関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー番号 118、119

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度			28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度
研究所セミナーの参加者満足度	85%以上	—	99.4%	98.6%	99.6%			予算額（千円）	250,512	226,891	228,753			
地域における支援機器等教材に関する研修会・展示会の開催回数	毎年度4回	—	4回	4回	4回			決算額（千円）	206,722	234,331	222,264			
講師派遣の派遣人数	前中期目標比25%以上増	—	439人 (28年度計画値:430人)	431人 (29年度計画値:430人)	430人 (30年度計画値:430人)	(元年度計画値:435人)		経常費用（千円）	209,852	229,033	220,818			
								経常利益（千円）	208,786	235,325	222,873			
								行政サービス実施コスト（千円）	198,172	232,502	220,818			
								従事人員数	14	15	15			

注1) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注2) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注3) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
(1) 戦略的かつ総合的な情報収集・発信の推進 我が国唯一の特別支援教育のナショナルセンターとして、特別支援教育の政策・施策及び現状や課題、研究所の存在や活動内容（研究内容やその成果）等について、学校、民間企業、各種団体等、多方面に周知させ、それら各方面からの理解・支援を得ることができるように、情報収集・発信方策や広報の在り方を具体化し強化した広報戦略を早急に策定すること。 また、広報戦略に基づき、特別支援教育に関する政策・施策や研究活動及び教育現場の課題等に関する情報を系統的に収集するとともに、研究所の活動内容等と併せて、全ての学校をはじめとする関係者に必要かつ有益な情報が提供されるよう、研究成果の普及やインターネットを通じた情報提供の量的充実とその効果的・戦略的な取組を推進すること。 【指標】 ・情報提供のコンテンツを充実し、広く学校、民間企業、各種団体等に周知する	(1) 戦略的かつ総合的な情報収集・発信の推進 ① 特別支援教育に関する幅広い関係者の理解・支援の確保に貢献するため、研究所における情報収集・発信方策や広報の在り方を具体化し、取組を強化することを目的に「広報戦略」を策定し、これに基づき、次のとおり、戦略的・総合的に情報収集を行う。 イ 研究所の研究成果をはじめ、特別支援教育に関する学術的な内容から教育実践に関わる内容まで、幅広い情報を計画的に収集する。 ロ 収集した情報については、専門的な研究内容や、教育現場に必要な実践に関する情報、理解・啓発に関する基礎的な内容など、情報内容に応じて、体系的・階層的に整理して、発信する対象を考慮したコンテンツとして整備する。	(1) 戦略的かつ総合的な情報収集・発信の推進 ① 「広報戦略」に基づき、次のとおり、戦略的・総合的に情報収集を行う。 イ 研究所の研究成果をはじめ、特別支援教育に関する学術的な内容から教育実践に関わる内容まで幅広く情報を収集し、情報内容に応じて整理し、発信する対象を考慮したコンテンツとして整備したか。 ロ 収集した情報については、専門的な研究内容や、教育現場に必要な実践に関する情報、理解・啓発に関する基礎的な内容など、情報内容に応じて、体系的・階層的に整理して、発信する対象を考慮したコンテンツとして整備する。	<主な定量的指標> 特になし <その他の指標> ・特別支援教育に関連する学術的な内容から教育実践に関わる内容まで幅広く情報を収集し、情報内容に応じて整理し、発信する対象を考慮したコンテンツとして整備したか。 ・国や都道府県はもとより、市区町村や幼・小・中・高、保護者等多方面に対してインターネットなど様々な手段を活用して情報の発信、提供を充実したか。 ・研究成果について、ホームページを通じて、研究成果報告書のほか、サマリー集やリーフレット等わかりやすい形で情報提供を行うとともに、学会発表及び誌上発表を行ったか。 <評価の視点> 特になし	<主要な業務実績> ① 「広報戦略」に基づく情報収集 イ 情報収集 ・特別支援教育に関するナショナルセンターとして、文部科学省等の国の施策に関する情報、都道府県教育委員会等に関する情報、各種学校長会研究協力園・学校等における実践に関する情報、関連学会での学術的な情報等を幅広く収集している。 ・発達障害教育に関する情報は発達障害教育推進センターが、障害種をまたがる特別支援教育の教材・支援機器等（ICT等を含む）に関する情報は情報・支援部が、それぞれ、文部科学省や厚生労働省、都道府県の教育センター等と連携して、系統的に幅広く収集している。 ロ コンテンツの整備 ・研究成果については、研究成果報告書、サマリー集等のほか、教育委員会や教育現場で活用できるように、研究成果物（リーフレット、ガイドブック、事例集等）としてコンテンツを整備している。研究成果・刊行物別に提供していたコンテンツを、特別支援教育全体と各専門領域（各障害種）別に整理して、新たに、ホームページで情報発信できるようにした。 ・発達障害教育については、研修講義やQ&Aを発達障害教育推進センターのホームページで公表できるようにコンテンツを整備した。 ・教材・支援機器等については、研究所内の展示室で実物を展示できるように、障害種別に系統的に整備するほか、特別支援教育の支援教材については、支援教材ポータルサイトに掲載できるように、コンテンツをデータベース化して整備した。	<評定と根拠> 評定：B ・情報の発信については、ホームページの改定やイベント、パンフレットの配布等充実してきているが、特別支援学校がセンター的機能を発揮する際、ホームページ等の情報を周知できるようなパンフレットを作成してはどうか。 ・国立特別支援教育総合研究所は、特別支援教育のナショナルセンターでもあることは、言うまでも無い。だからこそ、国立特別支援教育総合研究所には、特別支援教育の日本全体の情報を集めたり集約したりすることが出来る機関である。その国立特別支援教育総合研究所に研究コンテンツが整備されていることは、今日的な意味のみではなく、次代に向けての継続的な研究を行うためにも、極めて重要である。 ・実務行政の中にも示されているが、国立特別支援教育総合研究所が行わなくては、他の機関ではこの事業の責任制と継続性を充分に果たすことは出来ない。ナショナルセンターとしての機能としてのものであり、その更なる充実	評定 <評定に至った理由> <評価すべき実績> <今後の課題・指摘事項> <その他事項> 有識者意見 ・情報の発信については、ホームページの改定やイベント、パンフレットの配布等充実してきているが、特別支援学校がセンター的機能を発揮する際、ホームページ等の情報を周知できるようなパンフレットを作成してはどうか。 ・国立特別支援教育総合研究所は、特別支援教育のナショナルセンターでもあることは、言うまでも無い。だからこそ、国立特別支援教育総合研究所には、特別支援教育の日本全体の情報を集めたり集約したりすることが出来る機関である。その国立特別支援教育総合研究所に研究コンテンツが整備されていることは、今日的な意味のみではなく、次代に向けての継続的な研究を行うためにも、極めて重要である。 ・実務行政の中にも示されているが、国立特別支援教育総合研究所が行わなくては、他の機関ではこの事業の責任制と継続性を充分に果たすことは出来ない。ナショナルセンターとしての機能としてのものであり、その更なる充実

<p>とともに、研究所メールマガジン講読者に対して、研究所ホームページの有用度(研究所ホームページの使いやすさ、情報量の多さ、情報の検索の容易さ等)に関するアンケート調査を定期的に行い、毎年度ホームページを改善する。平成29年度以降、ホームページの利用状況等を勘案し、更なる改善のための指標を検討する。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>特別支援教育に係る有用な情報等を、教育関係者はもとより、民間企業や各種団体等に対しても広く提供し普及を図ることは、国の特別支援教育政策を進めていく上で重要であり、重要度は高い。</p>	<p>の学校をはじめとする関係者に必要かつ有益な情報が提供されるよう、情報提供の量的充実とその効果的・戦略的な取組を推進する。</p> <p>イ 国や都道府県、特別支援学校はもとより、市区町村や幼稚園、小・中学校、高等学校、保護者、関係団体等多方面に対して、インターネットなど様々な手段を活用して、研究成果などの研究所が有する情報の発信、提供を充実する。</p> <p>ロ 研究所のホームページについて、情報提供コンテンツを計画的・体系的に整備することにより、様々な利用者層にとって、有用でわかりやすいものとなるようになる。また、国際的な情報発信を強化するため、発達障害教育に関する情報をはじめ、研究所が有するコンテンツの英語版の作成を計画的に進める。</p> <p>ハ 研究成果については、ホームページを通じて、研究成果報告書のほか、サマリー集やガイドブック、リーフレット等わかりやすい形で情報提供を行うとともに、学会発表及び誌上発表を行う。</p>	<p>はじめとする関係者に必要かつ有益な情報が提供されるよう、情報提供の量的充実とその効果的・戦略的な取組を推進する。</p> <p>イ 国や都道府県、特別支援学校はもとより、市区町村や幼稚園、小・中学校、高等学校、保護者、関係団体等多方面に対して、インターネットなど様々な手段を活用して、研究成果などの研究所が有する情報の発信、提供を充実する。</p> <p>ロ 研究所のホームページについて、情報提供コンテンツを計画的・体系的に整備することにより、様々な利用者層にとって、有用でわかりやすいものとなるようになる。また、国際的な情報発信を強化するため、発達障害教育に関する情報をはじめ、研究所が有するコンテンツの英語版の作成を計画的に進める。</p> <p>ハ 研究成果については、ホームページを通じて、研究成果報告書のほか、サマリー集やガイドブック、リーフレット等わかりやすい形で情報提供を行うとともに、学会発表及び誌上発表を行う。</p>	<p>イ及びハ [研究成果などの情報発信]</p> <p>研究成果・刊行物は、ホームページ上に掲載して情報提供を行った。ホームページの改定にあわせて、特別支援教育全体と各専門領域（各障害種）別の一覧を掲載したページを新たに作成した。</p> <p>また、印刷したサマリー集は、都道府県・市区町村教育委員会等へ幅広く配布し、リーフレット類は、各種の研修等で活用するとともに、研究講師等の派遣の際に教育委員会等の自治体のホームページに研究所のリンクを貼ってもらうよう積極的に働きかけた。さらに、所内外の研修や講演、文部科学省主催の説明会、研究所主催の各種イベント、各種学校長会の総会等では、パンフレットを配布し、説明を行うことで普及を図った。なお、日本特殊教育学会等での学会における発表や誌上発表を行うことでも普及を図った。</p> <p>ロ及びホ [ホームページによる情報発信]</p> <p>ホームページについては、アンケート調査及び外部機関の診断を受けて、平成29年度に改定し、平成30年度に公開した。トップページはシンプルな構成とし、利用者サイドの視点から、「研究者の方」「教育関係者の方」「一般利用者の方」の入口を設けて利便性の向上を図った。また、バナーの表示方法の改定やスマートフォンへの対応等の改善、特別支援教育に関する情報は新しい内容に改めた。</p> <p>インクルーシブ教育システム構築支援データベース（インクル DB）では、学校・地方公共団体向けや保護者向けのQ&Aを1問1答式で掲載するほか、研究所の研究報告や関連リンクの掲載を行い、情報発信の充実を図った。</p> <p>新しいホームページについては、研修や研究所セミナー等を含めた様々な情報発信の機会に積極的に紹介し、アンケートだけでは得られない率直な意見（例：研究所の研究者を検索しやすくして欲しい）等を収集し、さらに利用しやすいように改善を図っている。</p> <p>主務大臣から指摘のあった国際化の対応については、英語版特総研ジャーナルのNISE Bulletinを英語版のホームページに掲載した。</p> <p>ニ [各種出版物]</p>	<p>＜課題と対応＞</p> <p>研究所のホームページのリニューアル等、情報発信体制の充実を図ってきており、今後、更なるコンテンツの充実を図る。その情報が教育現場で活用されるよう、具体的に幅広い教員層へ届けることが課題となる。そのため、中期計画の指標の一つである、研究所の認知度調査実施に向けた「中間調査」を実施し、調査の目的・内容・方法についての基礎的な知識を得た。引き続き、予備調査の効果的実施や研究所セミナー等研究所が行うイベント、または国・都道府県の研修といった情報提供の機会を有効に活用していく方策を検討する。</p>	<p>と発展とを期待する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究に関する情報収集や収集したコンテンツの整備については、非常によくやられている。 ・一方で、せっかくの情報やコンテンツが学校現場までしっかりと届いているかが問題であり、法人の認知度は高等学校を含めてもう少し高める必要がある。 ・本研究所のホームページも順次改善されており、コンテンツ等も整備が進み、小学校や中学校の通常の学級の教員にも次第に周知が進みつつあると思われる。さらに、特別支援学校や特別支援学級の教員だけではなく、幼稚園や高等学校、小・中学校の管理職や通常の学級担任を対象とした研修等でも周知を図られたい。
<p>ニ 研究や国際会議・外国調査の</p>	<p>ニ 研究や国際会議・外国調査の報告等を</p>				

	<p>報告等を内容とする特総研ジャーナル、研究紀要、英語版のジャーナルであるNISE Bulletinを毎年度それぞれ1回刊行し、ホームページに掲載する。また、研究所の研究成果や特別支援教育に係る最新の情報等を紹介するメールマガジンを毎月1回配信する。</p> <p>ホ 研究所のホームページの有用度(ホームページの使いやすさや情報量の多さ、情報検索の容易さ等)に関するアンケート調査を行い、これに基づき、ホームページを定期的に行い、これに基づき、毎年度ホームページを改善する。また、平成29年度以降、ホームページの利用状況等を勘案して、更なる改善のための指標を検討する。</p>	<p>内容とする特総研ジャーナル、研究紀要、英語版のジャーナルであるNISE Bulletinを平成30年度中にそれぞれ1回刊行し、ホームページに掲載する。また、研究所の研究成果や特別支援教育に係る最新の情報等を紹介するメールマガジンを毎月1回配信する。</p> <p>ホ 研究所のホームページの有用度(ホームページの使いやすさや情報量の多さ、情報検索の容易さ等)に関するアンケート調査を行い、これに基づき、ホームページを改善する。</p>		<p>研究所の事業や研究、外国調査の報告等をまとめた特総研ジャーナル、英語版特総研ジャーナルのNISE Bulletin、研究紀要第46巻を平成31年3月に刊行し、ホームページに掲載した。また、研究所の活動や特別支援教育の最新情報等を発信するメールマガジンを毎月1回配信した(登録者数:平成30年度9,668人、平成29年度9,225人)。</p> <p>ホ 新しいホームページについては、研修や研究所セミナー等を含めた様々な情報発信の機会に積極的に紹介し、アンケートだけでは得られない率直な意見(例:研究所の研究者を検索しやすくして欲しい)等を収集し、さらに利用しやすいように改善を図っている。(再掲)</p>		
(2)特別支援教育に関する理解啓発活動の推進	<p>(2)特別支援教育に関する理解啓発活動の推進</p> <p>① 教育委員会・学校・教員・国民への幅広い理解啓発活動を充実するため、以下の取組を実施する。</p> <p>イ 特別支援教育に関する教育現場等関係機関との情報共有及び研究成果の普及を図るために、研究所セミナーを開催し、参加者の満足度評価について85%以上を確保する。また、アンケート結果を踏まえ、開催時期、内容及び普及方法等について検討し、平成31年度のセミナーに反映させる。</p> <p>また、特別支援教育における支援機器等教材に関する情報を収集し、特別支援教育教材ポータルサイトの充実や研修会、展示会の開催により、幼稚園、小・中・高等学校及び特別保護者をはじめ幅広い国民</p>	<p>(2)特別支援教育に関する理解啓発活動の推進</p> <p>① 教育委員会・学校・教員・国民への幅広い理解啓発活動を充実するため、以下の取組を実施する。</p> <p>イ 特別支援教育に関する教育現場等関係機関との情報共有及び研究成果の普及を図るために、研究所セミナーを開催し、参加者の満足度評価について85%以上を確保する。また、アンケート結果を踏まえ、開催時期、内容及び普及方法等について検討し、平成31年度のセミナーに反映させる。</p> <p>ロ 保護者をはじめ幅広い国民</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>① 教育委員会・学校・教員・国民への幅広い理解啓発活動を充実するため、以下の取組を実施する。</p> <p>イ 特別支援教育に関する教育現場等関係機関との情報共有及び研究成果の普及を図るために、研究所セミナーを開催し、参加者の満足度評価について85%以上を確保する。また、アンケート結果を踏まえ、開催時期、内容及び普及方法等について検討し、平成31年度のセミナーに反映させる。</p> <p>ロ 保護者をはじめ幅広い国民に対して、</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>① 幅広い理解啓発活動の充実</p> <p>イ [研究所セミナー]について</p> <p>平成31年2月15日(金)、16日(土)、国立オリンピック記念青少年総合センターにおいて、「インクルーシブ教育システムの推進—多様な学びの場における研究所のコンテンツ活用ー」をテーマに開催した。1日目は、行政説明の後、研究所の各部・センターが有する各種コンテンツを紹介した。2日目は、基幹研究・科研費による研究・地域実践研究の成果発表、発達障害に関するシンポジウムを行った。参加者への情報は、ホームページにアップし、QRコードを活用して提供した。624名の参加があり、参加者アンケート(回収率46%)において「参加した意義があった」「やや意義があった」と回答を得た。なお、小・中学校、高等学校の教員の参加者は、全体の29.0%であった。</p> <p>・幅広い国民に対して、インクルーシブ教育システムの構築に関する理解啓発を推進するため、ホームページ上で、障害の基礎知識やQ&A等を掲載するなど、情報発信の充実を図ったか。</p> <p>・研究所公開の開催を</p> <p>ロ [ホームページ]について</p>	<p><根拠></p> <p>① 幅広い理解啓発活動の充実</p> <p>イ [研究所セミナー]について</p> <p>平成31年2月15日(金)、16日(土)、国立オリンピック記念青少年総合センターにおいて、「インクルーシブ教育システムの推進—多様な学びの場における研究所のコンテンツ活用ー」をテーマに開催した。1日目は、行政説明の後、研究所の各部・センターが有する各種コンテンツを紹介した。2日目は、基幹研究・科研費による研究・地域実践研究の成果発表、発達障害に関するシンポジウムを行った。参加者への情報は、ホームページにアップし、QRコードを活用して提供した。624名の参加があり、参加者アンケート(回収率46%)において「参加した意義があった」「やや意義があった」と回答を得た。なお、小・中学校、高等学校の教員の参加者は、全体の29.0%であった。</p> <p>・幅広い国民に対して、インクルーシブ教育システムの構築に関する理解啓発を推進するため、ホームページ上で、障害の基礎知識やQ&A等を掲載するなど、情報発信の充実を図ったか。</p> <p>・研究所公開の開催を</p> <p>ロ [ホームページ]について</p>	<p>有識者意見</p> <ul style="list-style-type: none"> セミナーの参加者の3割が小・中・高等学校の教員であったことは特別支援教育を進めていくうえでとても良い。 特別支援教育は、障害のある児童生徒に対する教育のみではないことは自明であり、人間が生きていく上での共生教育が行われなくては、眞の教育活動ではないと考える。そこで、今日、インクルーシブ教育が行われるようになってきたが、その構築は、十分とは言えない状況もある。また、特別支援教育に対しても誤解もあり、インクルーシブ教育を充実することにより、特別支援教育の理解をさらに深めることも求められ、期待される。インクルーシブ教育の先進性を生かし義務教育や高等学校においてインクルーシブ教育の実践が行われては

<p>支援学校の全ての学校において、支援機器等教材を広く普及させるための取組を実施すること。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校及び特別支援学級等以外の学校関係者に対する研究所の役割や業務内容の認知度を中期目標期間終了までに、50%以上とする。 ・支援機器等教材に関する研修会・展示会を毎年度、研究所セミナーや特別支援教育センター協議会において開催するとともに、教育委員会・教育センター等の協力を得て、地域の展示会・研修会を毎年度4回開催する。 <p>【優先度：高】【難易度：高】</p> <p>研究所の認知度を高めることにより、より多くの者に必要な情報の提供や特別支援教育の理解促進が進むことが期待され、障害の有無にかかわらず誰もが相互に人格と個性を尊重する共生社会の形成に資する観点から、優先度は高い。</p> <p>また、対象が、特別支援学校及び特別支援学級等以外であるため、これまで以上の積極的かつ効果的な広報が必要となり、難易度は高い。</p>	<p>に対して、インクルーシブ教育システムの構築に関する理解啓発を推進するため、ホームページ上のコンテンツとして、障害の基礎知識やQ&A等を掲載するなど、情報発信の充実を図る。</p> <p>ハ 研究所公開を毎年度開催し、施設等の公開・展示を通じて、特別支援教育の理解啓発を図る。</p> <p>② 発達障害教育について、インターネットを通じて幅広い国民に情報提供の充実を図るとともに、研究所が実施する研究や研修、関係機関と連携した取組を総合的に講じることにより、幼稚園、小・中学校、高等学校等の教員や保護者の一層の理解を促進する。</p> <p>イ 幼稚園、小・中学校、高等学校等の教員、保護者、広く国民一般に対して発達障害教育に必要な知識、発達障害に関する研修等で使用できる情報コンテンツ、理解啓発を促すようなコンテンツを充実し、ホームページや動画配信を通じて情報提供を行う。</p> <p>ロ 発達障害教育に関する研究成果の普及や発達障害教育に係る指導力の向上を図るために、「発達障害教育実践セミナー」を実施し、発達障害に係る理解促進を図る。また、厚</p>	<p>インクルーシブ教育システムの構築に関する理解啓発を推進するため、ホームページ上のコンテンツとして、障害の基礎知識やQ&A等を掲載するなど、情報発信の充実を図る。</p> <p>ハ 研究所公開を開催し、施設等の公開・展示を通じて、特別支援教育の理解啓発を図る。</p> <p>② 発達障害者支援法の改正等を踏まえ、発達障害に関する理解啓発や支援の充実を図るため、発達障害教育推進センターにおいて、インターネットを通じて幅広い国民への発達障害教育に関する情報提供の充実を図るとともに、研究所が実施する研究や研修、関係機関と連携した取組を総合的に講じることにより、幼稚園、小・中学校、高等学校等の教員や保護者の一層の理解を促進する。</p> <p>イ 幼稚園、小・中学校、高等学校等の教員、保護者、広く国民一般に対して発達障害教育に必要な知識、発達障害に関する研修等で使用できる情報コンテンツ、理解啓発を促すようなコンテンツを充実し、ホームページや動画配信を通じて情報提供を行う。</p> <p>ロ 発達障害教育に関する研究成果の普及や発達障害教育に係る指導力の向上を図るために、「発達障害教育実践セミナー」を実施し、発達障害に係る理解促進を図る。また、厚</p>	<p>通じて特別支援教育の理解啓発を図ったか。</p>	<p>(1) ② ロ及びホ [ホームページによる情報発信] と同じ。</p> <p>ハ [研究所公開] について 平成30年度の研究所公開を、筑波大学附属久里浜特別支援学校の学校公開と同日開催で、平成30年11月10日（土）に実施した。テーマを「発見、体験、特総研！～深めよう知識・広げよう理解～」として、体験型展示、障害の疑似体験や研究成果等、実生活や教育現場において有効な情報を紹介した。参加者からのアンケートでは、満足度の高い結果を得られた。</p> <p>② 発達障害教育に関する情報提供・理解啓発 イ 発達障害教育推進センターホームページについて、ユーザーが必要な情報をできるだけ早く得ることができるようトップページの構成を見直した。「イベント情報」については、ユーザーができるだけ身近な地域で研修等の機会が得られるように、公的機関等の主催、共催、後援で実施が公開されている発達障害に関する研修や理解啓発イベントの情報収集を行い、年間約100件の情報を掲載した。「指導・支援」「研修講義」「研究紹介」に関する情報については、各自治体等で開催される研修会等において紹介・周知を積極的に図った。</p> <p>ロ 発達障害教育の理解推進と実践的な指導力の向上を図る「発達障害教育実践セミナー」を8月3日に開催し、小・中・高等学校の教員等、291名が参加した。実施後のアンケートでは、「参考になった」</p>	<p>研修情報の年間約100件の掲載など、ユーザーの利便性の向上について進めることができた。</p> <p>「発達障害教育実践セミナー」では、参加者の高い満足度が得られ、実践的な指導力の向上に寄与した。 「発達障害地域理解啓発事業」は全国3カ所で500名以上の参加を得た。アンケート結果から95%以上の肯定的な回答を得たことから、地域のニーズに応じた理解促進が図ることができた。</p> <p>国立障害者リハビリテーションセンター発達障害情報・支援センター及び発達障害者支援センターと意見交換することにより、福祉・医療・就労・教育の連携について情報の共有化を図ることができた。</p> <p>教材・支援機器等に関する情報を計画的かつ着実に幅広く収集し、研究所内の展示室を充実させた。また、支援機器等教材に関する研修会・展示会を計画通り4カ所で開催したことから、年度計画を達成した。</p>	<p>いるが、インクルーシブ教育に対する誤解も多く、インクルーシブ教育への理解がさらに求められる状況である。</p> <p>・④の特別支援学校及び特別支援学級等以外の学校関係者に対する働きかけは、大変重要である。通常の学級には「特別支援」や「障害」という言葉がついているだけで、自分には、普通の子には関係ない、とシャットダウンしてしまう教員が残念ながら少なからずいるように思われる。単に「認知度」を挙げるのではなく、「役立つ」「知っていると得をする」実感が必要ではないか。たとえば学校現場の喫緊の困りごとなどのケース事例から検索できるなど、情報の見せ方に工夫があると良い。</p> <p>・インクルーシブ教育システム構築に向けて、障害者理解を進めて行くこと必須である。障害のある当事者の教育についての発信は大事であるが、交流及び共同学習や小学校や中学校で障害者理解教育をどのように進めるかなどの情報も必要である。「多様性」というキーワードからも、障害者理解教育は重要であると思われるが、その研究や実践事例も増やしてほしい。</p>
--	--	--	-----------------------------	--	--	---

	<p>生労働省の発達障害情報・支援センター及び都道府県等の特別支援教育センターと連携して、関連情報の共有化と相互利用を推進し、より幅広く情報提供を行う。</p> <p>③ 幼稚園、小・中学校、高等学校及び特別支援学校において、特別支援教育における支援機器等教材を広く普及させるため、以下の取組を実施する。</p> <p>イ 研究所の i ライブラー（教育支援機器等展示室）や発達障害教育推進センター展示室を計画的に整備するとともに、支援機器等に関する情報を特別支援教育教材ポータルサイトに掲載し、ホームページ上で活用できるように情報提供する。</p> <p>ロ 支援機器等教材に関する研修会・展示会を毎年度、研究所セミナーや全国特別支援教育セン</p>	<p>実と理解促進を図る。また、厚生労働省の発達障害情報・支援センター及び都道府県等の特別支援教育センターと連携して、関連情報の共有化と相互利用を推進し、より幅広く情報提供を行う。</p> <p>③ 幼稚園、小・中学校、高等学校及び特別支援学校において、特別支援教育における支援機器等教材を広く普及させるため、以下の取組を実施する。</p> <p>イ 研究所の i ライブラー（教育支援機器等展示室）や発達障害教育推進センター展示室を計画的に整備するとともに、支援機器等に関する情報を特別支援教育教材ポータルサイトに掲載し、ホームページ上で活用できるように情報提供する。</p> <p>ロ 支援機器等教材に関する研修会・展示会を毎年度、研究所セミナー及び全国特別支援教</p>	<p>という回答が 95%以上であった。</p> <p>家庭と教育、福祉等の関係機関が連携し、切れ目ない地域支援体制の構築を推進することを目的とした発達障害地域理解啓発事業を公募により申請のあった 3 つの自治体（和歌山県、秋田県、兵庫県姫路市）と協働で実施した。具体的には教材・教具展示、心理的疑似体験、研究紹介などを行い、教員及び教育委員会関係者、福祉関係者、保護者、一般市民など総計で 500 名以上の参加を得た。</p> <p>国立障害者リハビリテーションセンター発達障害情報・支援センターとの連携会議を定期的に開催（平成 30 年度は TV 会議を含め 5 回）し、発達障害に関する最新情報の提供の共有化、困難事例に関する教育と福祉の連携、支援者の専門性等について意見交換を行った。発達障害者支援センター全国連絡協議会懇談会、総会に参加し、各地域の取組について情報収集するとともに、福祉・医療・労働と教育の連携による地域における支援体制の構築について関係者との情報交換を行った。</p> <p>③ 支援機器等教材の普及</p> <p>イ [展示室及びポータルサイト]</p> <p>収集した情報を基に、i ライブラー（教育支援機器等展示室）や発達障害教育推進センター展示室を整備し、研究所訪問者への公開を行った。平成 30 年度の i ライブラー見学者総数は、43 団体、263 名（平成 29 年度、778 名）、発達障害教育推進センター展示室は 557 名（平成 29 年度、1,047 名）であった。</p> <p>ICT 機器等の教育現場での活用を目指して、教室をモデルとした第 2 i ライブラーの整備と、機器の貸出等を平成 30 年度より実施できるように整備を行った。支援機器等に関する情報は、特別支援教育教材ポータルサイトに掲載し、インターネットを通じて情報提供を行った。平成 30 年度末時点で、760 件（平成 29 年度、760 件）の教材・支援機器と 192 件（平成 29 年度、170 件）の実践事例を掲載している。</p> <p>ロ [支援機器等教材に関する研修会・展示会]</p> <p>教育支援機器等及び発達障害教育教材の展示会については、研究所セミナーの会場、全国特別支援</p>	<p><課題と対応></p> <p>厚生労働省、文部科学省、国立障害者リハビリテーションセンターとの連携をさらに深め、発達障害に関する必要で正しい情報提供と支援者の専門性と研修の在り方について、令和 2 年度までに検討を進めていく。</p> <p>課題として、教育現場において研究所の情報が十分に普及していないことがある。研究所セミナー、発達障害教育推進センターの理解啓発事業、支援機器等教材に関する展示会等研究所が主催するイベント及び所外の講師派遣等のあらゆる機会に研究所のホームページの活用を促す必要がある。</p> <p>また、i ライブラーの拡充等により、教育現場での支援機器等活用のための情報普及を進めていく。</p> <p>今後、保護者をはじめ幅広い国民が利用できるように、ホームページ上のコンテンツについては、充実を図り、効果的な情報発信を検討する。</p> <p>国立障害者リハビリテーションセンターとさらなる連携を図り、的</p>
--	--	--	--	--

	<p>ター協議会において開催するとともに、教育委員会や教育センター等の協力を得て、地域における研修会・展示会を毎年度4回開催する。</p> <p>④ これらの取組を通して、特別支援学校及び特別支援学級等以外の学校関係者に対する研究所の役割や業務内容についての認知度を中期目標期間終了までに、50%以上とする。</p>	<p>もに、教育委員会や教育センター等の協力を得て、地域における研修会・展示会を平成30年度中に4回開催する。また、教育センターの協力を得て開催する展示会においては、発達障害教育に関する教材・道具等の展示や疑似体験の機会を設けることにより、地域における理解啓発を促進する。</p> <p>④ 特別支援学校及び特別支援学級等以外の学校関係者に対する研究所の役割や業務内容についての認知度について、中間調査を実施し、その結果を踏まえて、認知度を上げる方策を検討する。</p>	<p>教育センター協議会、研究所公開で開催するとともに、教育委員会、教育センター等の協力を得て、各地域での研修会やセミナーを活用した形で、下記の4カ所で開催した。この際、支援機器等や教材を実際に触れるような展示とともに、疑似体験を行う機会も設定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都府総合教育センター（5月29日） ・山梨県総合教育センター（8月10日） ・長野県総合教育センター（10月16日） ・埼玉県教育委員会（11月18日） <p>④ 今回の調査は、今後の認知度調査の方向性を検討することを目的に中間調査と位置づけ、教育委員会（都道府県、市区町村）は全数調査、学校（小学校、中学校、高等学校）は抽出調査とし、実施をした。調査の内容は、特別支援教育を担当していない教職員等の研究所に対する認知度及び研究所の研究成果等の活用状況を把握することとした。今回の調査においては、回答者が教育委員会の場合は、指導主事（特別支援教育担当）等、学校では、副校長・教頭等を対象とした。</p> <p>調査にあたり、間接的な調査のために実数を評価するのは困難であるため、管轄する学校（教育委員会）または所属する学校の教職員の認知度については、「知っているのは半数以上である」「知っているのは半数未満である」「その他」という選択肢による回答方法とした。また、指導主事や副校長・教頭等の研究所についての認知度については、「現職に就く前から研究所を認知していた」「現職に就いて、初めて知った」「今回の案内で、初めて知った」「その他」の選択肢、さらに、指導主事や副校長・教頭等による研究所のホームページや刊行物、研究所セミナー等の利用については、「ホームページの利用経験がある」「研究所の刊行物等の利用等の経験がある」「その他」という選択肢による回答方法とした。送付数は、全体で3,975件送付して、1,985件を回収し、54件の不明を除くと回収率は、50.6%であった。</p> <p>今回の調査結果から、特別支援教育を担当しない教職員の研究所に対する認知度は、教育委員会及び学校において「半数以上の職員が研究所を知っている」という回答数は261件（13.1%）であった。</p>	<p>確で正しい情報の収集と提供の方法について検討を進めていく。</p>
--	--	---	--	--------------------------------------

				<p>一方、「現職に就く前から研究所を認知していた」と回答した指導主事や副校長・教頭は、590件(29.7%)であった。研究所の「ホームページの利用経験がある」と回答した指導主事や副校長・教頭は、791件(39.8%)、「研究所の刊行物等の利用等の経験がある」との回答数は、206件(10.4%)であった。</p> <p>平成30年度の中間調査の知見を踏まえ、令和元年度は、研究所の認知度を高めていく取組とともに、予備調査を計画的に実施する。</p>		
(3)関係団体等との連携による学校支援及び日本人学校への相談支援 校長会、教育委員会、教育センター等関係団体と連携した学校への情報提供を充実し、効率的・効果的な特別支援教育に関する情報の普及を図ること。また、要請に応じ講師派遣を行うなど、各都道府県等における特別支援教育の施策推進を支援すること。 日本人学校に対して、保護者も含めた関係者への情報発信を行うとともに、教育相談支援等を必要に応じて行うこと。 【指標】 <ul style="list-style-type: none">・各都道府県・市町村等への講師派遣を前中期目標期間に比して25%以上増加させる(平成23年度～平成26年度累計：1,340人)。・毎年度、海外赴任教員(管理職等)研修会において、特別支援教育に関する情報提供を行うとともに、日本人学校に対し、特別支援教育に関する情報提供を	(3)関係団体等との連携による学校支援及び日本人学校への相談支援 ① 校長会や教育委員会、教育センター等との関係強化を図り、関係団体が主催する各種会議等を活用して、効率的・効果的に特別支援教育に関する情報を普及する。また、要請に応じ講師派遣を行うなど、各都道府県等における特別支援教育の施策推進を支援すること。 日本人学校に対して、保護者も含めた関係者への情報発信を行うとともに、教育相談支援等を必要に応じて行うこと。 【指標】 <ul style="list-style-type: none">・各都道府県・市町村等への講師派遣を前中期目標期間に比して25%以上増加させる(平成23年度～平成26年度累計：1,340人)。・毎年度、海外赴任教員(管理職等)研修会において、特別支援教育に関する情報提供を行うとともに、日本人学校に対し、特別支援教育に関する情報提供を	(3)関係団体等との連携による学校支援及び日本人学校への相談支援 ① 校長会や教育委員会、教育センター等との関係強化を図り、関係団体が主催する各種会議等を活用して、効率的・効果的に特別支援教育に関する情報を普及する。また、世界自閉症啓発デー2018シンポジウム本部大会へ参画するとともに、筑波大学附属久里浜特別支援学校等と連携し、世界自閉症啓発デーin横須賀を開催する。	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・講師派遣の派遣人数 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・筑波大学附属久里浜特別支援学校と連携し、世界自閉症啓発デー2017in横須賀を開催したか。 ・日本人学校に対して、特別支援教育に関する情報提供を定期的(年3回)に実施したか。 	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ① ナショナルセンターとして、特別支援教育に関する理解啓発を効果的・効率的に進めるために、教育委員会や学校、関係機関等の相互のネットワークの要として、関係団体との連携を進めている。関係団体が主催する各種会議に出席し、研究所から、特別支援教育に関する研究成果等の情報提供を行うとともに、要請に応じた支援及び研修を行うことで、連携強化を図った。研究所要覧や各種案内等を8、327部配布し、研究所の認知度向上に努めた。 加えて、生涯学習や障害者スポーツの普及を目的に、平成30年度「特別支援学校『体育・スポーツ』実践指導者協議会」を全国特別支援学校長会と連携を図りながら企画・運営した。結果として、「有意義であった」「どちらかといえば有意義であった」の合計が98%と高評価を得た。 さらに、平成30年度には、新規事業として茨城県特別支援学校長会及び茨城県教育会(県内の小・中学校の教職員で組織された研究・研修団体)と共に「特別支援教育における体育・スポーツ充実事業」を水戸市において実施した。実施後のアンケートによれば、体験した種目を教育活動や授業へ取り入れたいかについて尋ねたところ、「取り入れたいと思った」「どちらかといえば取り入れたいと思った」の合計が98.8%と高評価を得た。 <p>平成30年4月7日に開催された「世界自閉症啓発デー2018シンポジウム」に共催団体として参画した。全国から約400名の参加があった。また、横</p>	<p><根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> 全国特別支援学校長会をはじめ、各関係団体等との関係強化を図った。また、横須賀市教育委員会等と連携し、世界自閉症啓発デー2018in横須賀を開催した。 都道府県・市町村等への講師派遣も計画的に進め、目標を達成した。 日本人学校、日本人学校校長会及び日本人学校等在外教育施設に赴任する教員等への特別支援教育に関する情報提供、海外へ赴任する保護者等に対する相談を、文部科学省や外務省等と連携して行った。 これらのことから、年度計画を達成した。 	<p>有識者意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本人学校における特別支援教育や発達障害等の児童生徒への指導の在り方はニーズが高いと思われるが、充分に行われているか。 ・特別支援教育は、一人一人の理解と参画意識が重要となるが、個人レベルでは今日的な内容の水準や現状を把握することが難しい。そこで、ナショナルセンターとしての国立特別支援教育総合研究所が機能しなくてはならない。それは、点としての特別支援教育を、面として充実されるためにも、一元化した機構が必要であり、その役割を全面的に担うことを国立特別支援教育総合研究所に期待したい。そのためには、予算的な措置が必要であり、それに關しても充実が必要である。特別支援教育をより充実するために、それを支える予算が必要であることは、言うまでも無い。 ・日本人学校においても、特別支援教育の必要性は高まっている。現地の教育についても、日本と同じ支援が受けられ、継続してからもその支援が継続されるよう、教育相談や情報提供の機能を一層

定期的(年3回)に実施する。	<p>② 都道府県等教育委員会・特別支援教育センター等が実施する域内市区町村の特別支援教育担当者への研修会等への講師の派遣や、大学教育への参画を通して、研究成果の普及や広報活動を計画的に進める。都道府県・市町村等への講師派遣については、前中期目標期間に比して、25%以上増加させる。</p> <p>③ 日本人学校に対して、特別支援教育に関する情報提供を定期的(年3回)に実施し、保護者も含めた関係者への情報発信を行うとともに、日本人学校の教員や保護者を対象に教育相談を実施し、支援する。また、文部科学省と連携し、日本人学校等在外教育施設に赴任する教員(管理職等)の研修会において、情報提供を行う。</p>	<p>② 都道府県等教育委員会・特別支援教育センター等が実施する域内市区町村の特別支援教育担当者への研修会等への講師の派遣や、大学教育への参画を通して、研究成果の普及や広報活動を計画的に進める。都道府県・市町村等への講師派遣については、延べ430人以上を目標とする。</p> <p>③ 日本人学校に対して、特別支援教育に関する情報提供を定期的(年3回)に実施し、保護者も含めた関係者への情報発信を行うとともに、日本人学校の教員や保護者を対象に教育相談を実施し、支援する。また、文部科学省と連携し、日本人学校等在外教育施設に赴任する教員(管理職等)の研修会において、情報提供を行う。</p>	<p>須賀市教育委員会等と連携し、世界自閉症啓発デー2018 in よこすか「横須賀市児童生徒ふれあいフェスタ」を横須賀市障害者週間キャンペーンの関連行事として平成30年12月2日に開催した。当日は285名の参加者があり、イベントの様子や参加者の感想等については、ホームページ等で広く発信した。</p> <p>② 独立行政法人、都道府県、指定都市、市町村、学長会、大学、学会・研究会等に対し、延べ430人の派遣を行い、研究成果の普及及び収集した情報の提供を図った。また、大学教育への参画については、非常勤講師として30大学から49件の依頼を受け、講義を実施した。このほか、大学からの依頼による研究協議会・シンポジウムでの発表や、大学のセミナーにおける特別支援教育の最新の動向・モデル事業の紹介、(独)日本学生支援機構(JASSO)の障害学生支援専門テーマ別セミナーへの協力等を実施した。</p> <p>③ 特別支援教育に関する最新のトピックスや関連施策、研究所における新規事業等に関する情報を「特総研だより」として年3回、日本人学校89校、及び補習授業校221校へ発信した。リーフレット「障害のあるお子さんを連れて海外で生活するご家族へ」を海外子女教育財団等の関係機関に265部配布した。日本人学校及び海外へ赴任する保護者等への相談支援については、海外子女教育振興財団や海外駐在員を派遣している企業の教育相談担当者との連携を図りながら効率よく実施した。(総件数72件、平成29年度は、総件数123件)</p> <p>文部科学省と連携し、平成30年度在外教育施設派遣教員内定者等研修で「国立特別支援教育総合研究所における在外教育施設に向けた支援」、また、文部科学省、外務省に協力して、東アジア・大洋州地区日本人学校校長研究協議会(於:オーストラリア・パース日本人学校)で「小・中学校における合理的配慮」(新学習指導要領関連を含む)に関して具体的な情報提供を行うとともに、分科会における助言・指導及び日本人学校における特別支援教育に関する個別の相談にも応じた。</p>	<p>＜課題と対応＞</p> <p>情報普及については、講師派遣等を通じた情報普及も有効な手段であり、単に派遣するだけではなく、研究所として提供する情報の精選等により効果的に進展させた。加えて、様々な学校長会等を始めとする関係諸機関との連携が質量共に高まった。これらの取り組みの更なる強化が望まれる。</p> <p>また、日本人学校への対応については、都道府県等での対応が困難なことから、ナルセンターとして、継続した教育相談や情報提供の充実が求められる。</p>	充実していく必要がある。
----------------	--	--	--	---	--------------

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

特になし。

様式 1－1－4－1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報													
1－4	インクルーシブ教育システム推進センター設置によるインクルーシブ教育システム構築への寄与												
業務に連する政策・施策	政策目標2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり 施策目標2－8 一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進			当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）		独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法第12条第1項第3号、4号、5号							
当該項目の重要度、難易度	重要度「高」、難易度「高」：（1）インクルーシブ教育システムの構築に向けて地域が直面する課題の解決に資する研究の推進 障害者差別解消法の施行を踏まえ、各地域におけるインクルーシブ教育システムの構築へ向けた取組を強力に推進するものであり、重要度は高い。また、地域と協働する新たな取組で、地域の実情に応じた様々な課題が想定され、難易度は高い。			関連する政策評価・行政事業レビュー		行政事業レビュー番号 118、119							
2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度						
地域実践研究の実施件数	中期目標期間終了までに、50件以上	—	4件 (28年度計画値：4件)	13件 (29年度計画値：13件)	14件 (30年度計画値：14件)			予算額（千円） 216,427					
地域におけるインクルーシブ教育システム構築への貢献度	90%以上	—	100%	100%	100%			決算額（千円） 136,348					
インクルーシブ教育システム構築支援データベースの登録件数	中期目標期間終了までに、500件以上	—	302件 (28年度計画値：300件)	362件 (29年度計画値：360件)	422件 (30年度計画値：420件)	(元年度計画値：460件)		経常費用（千円） 136,348					
								経常利益（千円） 136,348					
								行政サービス実施コスト（千円） 133,122					
								従事人員数 11					
								9					
								9					

注1) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注2) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注3) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
(1) インクルーシブ教育システムの構築に向けて地域が直面する課題の解決に資する研究の推進 権利条約の批准を踏まえ、我が国においてインクルーシブ教育システムの構築が急務となっていることから、各都道府県・市町村がインクルーシブ教育システムを構築していく上で直面する課題について、その解決を図るための実践的な研究（以下「地域実践研究」という。）を、都道府県等教育委員会から派遣される地域実践研究員の参画を得て、地域と協力して推進する。 地域実践研究は、中期目標期間終了までに、50件以上実施し、地域におけるインクルーシブ教育システム構築への貢献度（研究計画で示された地域の課題の改善実績）90%以上を目標とする。	(1) インクルーシブ教育システムの構築に向けて地域が直面する課題の解決に資する研究の推進 ① 各都道府県・市町村がインクルーシブ教育システムを構築していく上で直面する課題について、その解決を図るための実践的な研究（以下「地域実践研究」という。）を、各研究に参画した都道府県及び市町村教育委員会から派遣される地域実践研究員と共に、地域と協力して推進する。 地域実践研究は、長期派遣型（1年間）、短期派遣型（研究所への派遣は年6日間）、併せて14件を実施する。地域におけるインクルーシブ教育システム構築への貢献度（研究計画で示された地域の課題の改善実績）90%以上を目指とする。	(1) インクルーシブ教育システムの構築に向けて地域が直面する課題の解決に資する研究の推進 ① 各都道府県・市町村がインクルーシブ教育システムを構築していく上で直面する課題について、その解決を図るための実践的な研究（以下「地域実践研究」という。）を、各研究に参画した都道府県及び市町村教育委員会から派遣される地域実践研究員と共に、地域と協力して推進する。 地域実践研究は、長期派遣型（1年間）、短期派遣型（研究所への派遣は年6日間）、併せて14件を実施する。地域におけるインクルーシブ教育システム構築への貢献度（研究計画で示された地域の課題の改善実績）90%以上を目指とする。	<主な定量的指標> ・ 地域におけるインクルーシブ教育システム構築への貢献度 90%以上	<主要な業務実績> ① 地域が直面する課題の解決に資する地域実践研究の推進 ・ 平成30年度より、従来の都道府県・指定都市教育委員会に加え、市区町村教育委員会からも参画できるようにした。平成30年度は、長期派遣型に5県から6件の参画を、短期派遣型に4県4市から8件の参画を得て、計14件の研究を得て、14件の課題を計画どおり実施し、インクルーシブ教育システムの構築に向けた体制整備に関する研究2課題（教育相談、就学先決定に関する研究、インクルーシブ教育システムの理解啓発に関する研究）、インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育に関する実際的研究2課題（多様な教育的ニーズに対応できる学校づくりに関する研究、学校における合理的配慮及び基礎的環境整備に関する研究）に取り組んだ。 ・ 研究の推進に当たっては、所内研究職員と各县市教育委員会から派遣された地域実践研究員が研究チームをつくり、外部有識者による地域実践研究アドバイザーから、適宜、指導・助言を受けた。 ・ 地域実践研究に参画した6県市・7会場において、地域実践研究フォーラム及び研修会等を実施し、得られた成果を提供した。参加者数は、30～380名であり、合計約1,100名の参加があった。 これら各地における地域実践研究フォーラムにおいては、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教	<評定と根拠> 評定：A	評定 <評定に至った理由> <評価すべき実績> <今後の課題・指摘事項> <その他事項> 有識者意見 ・ユネスコがインクルーシブ教育について取り上げたのは、1994年であり、既に15年が経過をしている。この15年の間に、インクルーシブ教育の考え方は少しづつ広まっているものの、十分とは言えない状況もある。インクルーシブ教育を充実するために、一つには、トップダウンでのその充実が必要であり、それは国としての施策の中で行うことが求められる。一方、インクルーシブ教育の充実を図るために、ボトムアップとしての取組の充実も求められる。 この双方向からの充実を図ることが、インクルーシブ教育の内容的な充実には不可欠と考え、その取組の一層の充実が求められる。 インクルーシブ教育は、その終着点ではなく、その充実のみが恒常的に求められる。言い方を変えれば、いくらやつても、それで終わりということではなく、充実を継続的に

<p>成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。)の施行を踏まえ、各地域におけるインクルーシブ教育システムの構築へ向けた取組を強力に推進するものであり、重要度は高い。また、地域と協働する新たな取組で、地域の実情に応じた様々な課題が想定され、難易度は高い。</p>	<p>② 地域実践研究の研究成果については、国や各都道府県、市町村、学校等に提供するとともに、地域における報告会や協議会の開催、講師派遣等を通じて、広く一般にも普及を図る。</p> <p>③ インクルーシブ教育システムの構築に関する理解啓発や研究所のインクルーシブ教育システム推進センターの活動等を広報するため、センターのホームページの充実やパンフレットの作成・配布等を行う。</p>	<p>② 平成28・29年度に実施した4課題の地域実践研究の研究成果については、国や各都道府県、市町村、学校等に提供するとともに、地域における報告会や協議会の開催、研究所のホームページへの掲載、リーフレットの配布、講師派遣等を通じて、広く普及を図る。</p> <p>③ インクルーシブ教育システムの構築に関する理解啓発や研究所のインクルーシブ教育システム推進センターの活動等を広報するため、センターのホームページの充実やパンフレットの作成・配布等を行う。</p>	<p>職員など、さまざまな校種の教職員、県市町村教育委員会の職員、関係機関からの参加が多くあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年度に地域実践研究に参画した教育委員会を対象として地域におけるインクルーシブ教育システム構築への貢献度に関する質問紙調査を実施し、全ての教育委員会(13県市14件)より「地域実践研究に参画して、期待通り計画通りの成果が得られた」及び「地域実践研究への参画は、県・市のインクルーシブ教育システムの構築に役立った」との回答を得た。(地域におけるインクルーシブ教育システム構築への貢献度100%、達成度111.1%) 平成30年度から市区町村からも申請可能とした結果、4市から申請があった。このうち、釜石市(岩手県)は、市内の小・中学校の全教員と全ての教育委員が、地域実践研究フォーラムに出席して研究成果の報告を受け、インクルーシブ教育システムの理解を深めた。また、鹿沼市(栃木県)は市教育委員会が策定した「鹿沼市教育ビジョン基本計画Ⅱ期」を展開するにあたり、本研究への参画を位置づけた。 <p>② 平成28・29年度の地域実践研究の成果普及</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28・29年度の2年間の研究成果及び地域実践研究事業の概要を、『平成28・29年度地域実践研究事業報告書 地域におけるインクルーシブ教育システム推進』としてまとめ、国や都道府県・市区町村教育委員会、特別支援学校等に送付するとともに、研究所のホームページに掲載し、広く研究成果を普及した。 <p>③ インクルーシブ教育システムの構築に関する理解啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> インクルーシブ教育システムの構築に関する情報やインクルーシブ教育システム推進センターの取組について、ホームページにて周知を図った。また、都道府県・指定都市・市区町村教 	<p>の研究成果等を『平成28・29年度地域実践研究事業報告書 地域におけるインクルーシブ教育システム推進』としてまとめ、関係機関への送付やホームページへの掲載等を通して、広く研究成果を普及し、同様の課題を有する地域や学校等での活用が図られた。</p> <p>ホームページへの掲載、インクルーシブ教育システム普及セミナーの開催、年報やパンフレットの配布、研究所メールマガジン、各教育委員会訪問等を通して、インクルーシブ教育システムの構築に関する情報提供、理解啓発を図った。併せて、インクルーシブ教育システム推進センターの活動の広報に努めた。</p> <p><課題と対応></p> <p>地域実践研究の成果普及については、参画した自治体だけではなく、同様の課題を有する全国の自治体での活用を図る取組を推進していくことが課題である。成果について、都道府県・市区町村教育委員会、学校等に「地域実践研究事業報告書」や普及フォーラム、セミナー等を通して、広く提供する予定である。</p> <p>・インクルーシブ教育システムの構築については、それぞれの地域の課題に即した研究を進め、確実に地域に定着するよう、今後もさらなる注力が必要である。</p> <p>・インクルーシブ教育システム構築については、障害者を取り囲む教員や児童生徒、保護者、地域等の理解が進んでいくことも必要である。施設設備や人材の面だけではなく、障害者理解として周囲の人の考え方を変えていくような実践研究もあると良い。</p> <p>・トライアングル・プロジェクト等により家庭、教育、福祉の連携が進んでおり、教育の場だけではなく、地域等と</p>
---	--	---	---	---

	成・配布等を行う。			<p>育委員会や教育センター等へ年報やパンフレットを配布した。このほか、研究所メールマガジンや全国特別支援教育センター協議会や全国特別支援教育振興協議会での活動紹介、都道府県・市町村教育委員会を訪問（20 県市）して取組の説明を行う等、インクルーシブ教育システム推進センターの活動等の広報を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> インクルーシブ教育システム普及セミナーを近畿地区を対象に実施した。第1部はインクルーシブ教育システム推進センターの活動報告、第2部は地域におけるインクルーシブ教育システム構築の取組等について、小学校、教育委員会から報告を行い、インクルーシブ教育システムの普及を図った。 		積極亭に連携を図った実践研究も今後、必要と思われる。
(2) 権利条約の批准を踏まえた国際的動向の把握と海外の研究機関との研究交流の推進 我が国におけるインクルーシブ教育システムの構築に資するため、諸外国のインクルーシブ教育システム構築の動向を把握し、公表すること。 また、海外の特別支援教育の研究機関との交流を図り、研究の充実を図るとともに、国際的なシンポジウム等を開催し、広く情報の普及を図ること。 【指標】 ・毎年度、諸外国のインクルーシブ教育システム構築の動向を把握し、普及を図るとともに、海外の研究機関とのシンポジウム等を定期的に開催する。	(2) 権利条約の批准を踏ました国際的動向の把握と海外の研究機関との研究交流の推進 ① 諸外国のインクルーシブ教育システムの構築に係る最新動向を計画的に把握し、国内との比較・検討など参考になる情報をホームページや小冊子等で広く公表する。	(2) 権利条約の批准を踏ました国際的動向の把握と海外の研究機関との研究交流の推進 ① 諸外国のインクルーシブ教育システムの構築に係る最新動向を計画的に把握し、国内との比較・検討など参考になる情報をホームページや小冊子等で広く公表する。	<主な定量的指標> 特になし <その他の指標> ・諸外国のインクルーシブ教育システムの構築に係る最新動向を計画的に把握し、国内との比較・検討など参考になる情報をホームページや小冊子等で広く公表する。 <評価の視点> 特になし	<p><主要な業務実績></p> <p>① 諸外国のインクルーシブ教育システムの構築に係る最新動向の把握と公表</p> <ul style="list-style-type: none"> 諸外国のインクルーシブ教育システムの構築に係る最新動向について、以下のように情報収集を行った。 国別調査班による調査の実施 国別調査班を編成し、6カ国（アメリカ、イギリス、韓国、オーストラリア、フィンランド、スウェーデン）の国別調査の実施 客員研究員の委嘱 5名の客員研究員によるアメリカ、イギリス、オーストラリア、韓国、フィンランド、スウェーデンの基礎情報の収集 把握した海外情報については、小冊子『諸外国におけるインクルーシブ教育システムに関する動向－平成30年度国別調査から－』に、「近年のインクルーシブ教育システムに関する施策の動向」「障害のある子どもの学びの場」「障害のある子どもの教育課程」「障害のある子どもに 	<p><根拠></p> <p>諸外国のインクルーシブ教育システムにかかる情報について、効率的に情報収集を行った。</p> <p>把握した海外情報については、小冊子『諸外国におけるインクルーシブ教育システムに関する動向－平成30年度国別調査から－』に、各国の特徴をまとめるとともに、長期海外派遣研究員制度や出張による調査結果も併せて掲載した。小冊子は、広く配布し、情報の提供を図った。また、特総研究ジャーナルに掲載、ホームページでの公開、各期の特別支援教育専門研修における講義、インクルーシブ教育システム普及セミナーにおける情報提供等により、受講者や参加者に、学びの</p>	<p>有識者意見</p> <ul style="list-style-type: none"> インクルーシブ教育システムの構築に関して諸外国の状況を知ることは重要です。しかし、教育に対する考え方等の違いがあり、日本型のインクルーシブ教育システムをどのように捉えるか、提案を期待する。 インクルーシブ教育の考え方には、ユネスコで発せられたものもあり、この様な考えは、従来の日本の中から発せられたものではないことであることから、国際的な観点からのインクルーシブ教育の実態を日本の紹介することが重要となる。 ただそのときに、各国の教育事情・状況や実態の理解の上に立たないと、日本の教育として行われるインクルーシブ教育との齟齬が生じることがないとは言えない。 諸外国で行われているインクルーシブ教育の理解に立つ

			<p>についての理解啓発」の4項目を取り上げて、各國の特徴をまとめるとともに、長期海外派遣研究員制度や出張による調査結果も併せて掲載した。小冊子は、研究所で開催した各セミナー等での配布をはじめ各都道府県・指定都市教育委員会、小・中・高等学校、特別支援学校の関係機関等に広く配布し、情報の提供を図った。また、特総研ジャーナルに、「障害のある子どもについての理解啓発」に焦点を当て、各國の取組について報告した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各期の特別支援教育専門研修において、「諸外国における障害のある子供の教育」として、最新の調査を踏まえた講義を行った。このほか、インクルーシブ教育システム普及セミナーにおいて、各國の障害者の権利に関する条約の署名・批准の状況、インクルーシブ教育システム構築のアプローチの分類、障害のある子どもの教育の場などについて紹介した。 招聘した海外の研究員や客員研究員による講演会や海外出張者による情報共有会を実施し、海外の情報を共有した。 <p>② 海外の研究機関との研究交流の促進及び研究の充実を図るとともに、韓国国立特殊教育院（KNISE）との研究交流の促進と情報交換を行うことを目的に、研究職員1名を派遣し、特別支援教育に関する課題等に関する情報交換と共同研究「教育課程に係る研究」についての打合せ等を行った。また、韓国国立特殊教育院から研究士1名が来所、韓国国立特殊教育院が刊行する季刊誌への投稿等の交流を進めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「障害のある子どもと障害のない子どもの交流をめざして一日韓の取組から今後のインクルーシブ教育システム推進を展望するー」をテーマとし、第4回NISE特別支援教育国際シンポジウムを開催（平成31年2月）し、幼稚園、小・中・高等学校、特別支援学校等の教員、教育・ 	<p>機会を提供した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 韓国国立特殊教育院との研究交流の促進、情報の積極的な収集と発信に努めた。 「障害のある子どもと障害のない子どもの交流をめざして一日韓の取組から今後のインクルーシブ教育システム推進を展望するー」をテーマとし、第4回NISE特別支援教育国際シンポジウムを開催し、海外の特別支援教育に関する情報を参加者に広く提供了。 <p><課題と対応></p> <p>諸外国のインクルーシブ教育システム構築に関する動向について、小冊子やホームページ等を活用し、より広く普及すること、海外の研究機関等との研究交流の促進を図ることが課題である。</p> <p>最新の情報を収集し、諸外国の社会的背景の違い等を踏まえ、把握・分析する中で、情報の発信に努める。</p> <p>また、韓国国立特殊教育院との研究交流を継続的に進め、両機関にとって、有益となる情報の交換を行うとともに、海外からの研究者、教育関係者等の訪問者に対し、我が国の特別支援教育の現状について積極的に情報を提供する。</p> <p>国際シンポジウムについて</p>	<p>て、日本の実情に合わせたインクルーシブ教育の構築のための研究が求められる。</p> <p>・海外の障害者教育に関する情報や、国際的動向などを注視していくことも、日本の教育の発展のためには重要である。研究や情報発信について、ナショナルセンターとして、今後も継続して、海外の最新情報についても情報収集を図ってほしい。</p>	
		<p>② 海外の特別支援教育の研究機関からの研究員の受け入れや研究職員の派遣等を行い、研究交流の促進及び研究の充実を図るとともに、特別支援教育に関する国際シンポジウム等を定期的に開催し、広く教育関係者や一般国民への情報の普及を図る。また、JICA研修プログラム等への協力を含め、海外からの視察・見学を積極的に受け入れる。</p>	<p>② 海外の特別支援教育の研究機関からの研究員の受け入れや研究職員の派遣等を行い、研究交流の促進及び研究の充実を図るとともに、特別支援教育に関する国際シンポジウム等を開催し、広く教育関係者や一般国民への情報の普及を図る。また、JICA研修プログラム等への協力を含め、海外からの視察・見学を積極的に受け入れる。</p>	<p>② 海外の研究機関との研究交流の促進、国際シンポジウムの開催、海外からの視察・見学の受入</p> <ul style="list-style-type: none"> 韓国国立特殊教育院（KNISE）との研究交流の促進と情報交換を行うことを目的に、研究職員1名を派遣し、特別支援教育に関する課題等に関する情報交換と共同研究「教育課程に係る研究」についての打合せ等を行った。また、韓国国立特殊教育院から研究士1名が来所、韓国国立特殊教育院が刊行する季刊誌への投稿等の交流を進めた。 「障害のある子どもと障害のない子どもの交流をめざして一日韓の取組から今後のインクルーシブ教育システム推進を展望するー」をテーマとし、第4回NISE特別支援教育国際シンポジウムを開催（平成31年2月）し、幼稚園、小・中・高等学校、特別支援学校等の教員、教育・ 	<p>最新の情報を収集し、諸外国の社会的背景の違い等を踏まえ、把握・分析する中で、情報の発信に努める。</p> <p>また、韓国国立特殊教育院との研究交流を継続的に進め、両機関にとって、有益となる情報の交換を行うとともに、海外からの研究者、教育関係者等の訪問者に対し、我が国の特別支援教育の現状について積極的に情報を提供する。</p> <p>国際シンポジウムについて</p>	<p>て、日本の実情に合わせたインクルーシブ教育の構築のための研究が求められる。</p> <p>・海外の障害者教育に関する情報や、国際的動向などを注視していくことも、日本の教育の発展のためには重要である。研究や情報発信について、ナショナルセンターとして、今後も継続して、海外の最新情報についても情報収集を図ってほしい。</p>

				<p>福祉・行政機関の関係者等 190 名程の参加があった。参加者のアンケートでは、シンポジウムの内容について、満足が 40.3%、おおむね満足が 59.7%との回答であった。</p> <ul style="list-style-type: none"> JICA 研修プログラムによる視察を始めとして 17カ国 98名の視察・見学者を受け入れ、日本における特別支援教育の制度、インクルーシブ教育システム構築に向けた取組、研修課題のテーマに関する講義等を行った。また、教育行政や学校教育システム、障害のある子どもの教育の場などについて、情報を交換した。 	<p>では、特任研究員からの情報提供や海外調査を踏まえ、参加者のニーズに応えるテーマ・内容を検討し、開催する。</p>	
(3)インクルーシブ教育システムの構築に向けて、都道府県・市町村・学校が直面する課題の解決に資する情報発信・相談支援の充実	(3)インクルーシブ教育システムの構築に向けて、都道府県・市町村・学校が直面する課題の解決に資する情報発信・相談支援の充実	(3)インクルーシブ教育システムの構築に向けて、都道府県・市町村・学校が直面する課題の解決に資する情報発信・相談支援の充実	<p>＜主な定量的指標＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インクルーシブ教育システム構築支援データベースの実践事例登録件数 420 件以上 <p>＜その他の指標＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インクルーシブ教育システム構築支援データベースについて、計画的に実践事例の充実を図るとともに、障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、合意形成のプロセスを含む事例とする。実践事例の登録件数については、平成 30 年度末までに 420 件以上とする。 ・インクルーシブ教育システム構築支援データベースについて、計画的に実践事例の充実を図るとともに、障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、合意形成のプロセスを含む事例とする。実践事例の登録件数については、中期目標期間終了までに 500 件以上とする。 ・インクルーシブ教育システム構築支援データベースについて、計画的に実践事例の充実を図るとともに、障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、合意形成のプロセスを含む事例とする。実践事例の登録件数については、中期目標期間終了までに 500 件以上とする。 ・インクルーシブ教育システム構築支援データベースについて、計画的に実践事例の充実を図るとともに、障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、合意形成のプロセスを含む事例とする。実践事例の登録件数については、中期目標期間終了までに 500 件以上とする。 <p>また、幼稚園・小学校・中学校・高等学校に対する情報発信・周知の仕方を工夫し、閲覧者の增加に努めるとともに、閲覧者の利便性向上のため、概要を作成するなど、分かりやすさや見やすさの視点から工夫する。</p>	<p>＜主要な業務実績＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ① インクルーシブ教育システム構築支援データベースについて、計画的に実践事例の充実を図るとともに、障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、合意形成のプロセスを含む事例とする。実践事例の登録件数については、平成 30 年度末までに 420 件以上とする。 ・インクルーシブ教育システム構築支援データベースについて、計画的に実践事例の充実を図るとともに、障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、合意形成のプロセスを含む事例とする。実践事例の登録件数については、中期目標期間終了までに 500 件以上とする。 ・インクルーシブ教育システム構築支援データベースについて、計画的に実践事例の充実を図るとともに、障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、合意形成のプロセスを含む事例とする。実践事例の登録件数については、中期目標期間終了までに 500 件以上とする。 ・インクルーシブ教育システム構築支援データベースについて、計画的に実践事例の充実を図るとともに、障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、合意形成のプロセスを含む事例とする。実践事例の登録件数については、中期目標期間終了までに 500 件以上とする。 <p>また、閲覧者の利便性向上のため、教育相談情報提供システムと一体的に運用し利便性の向上に努めること。その際、障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、「『合理的配慮』実践事例データベース」については合意形成のプロセスを含む事例とするほか、一見して取組内容が分かる概要を作成するなど、閲覧者の利便性向上のため一層の工夫を行うこと。</p> <p>また、インクルーシブ教育システムの構築(障害者差別解消法への対応を含</p> <p>＜評価の視点＞</p> <p>特になし</p>	<p>＜根拠＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ① インクルーシブ教育システム構築支援データベースの充実 ・インクルーシブ教育システム構築支援データベース(インクル DB)について計422 件の事例を掲載し、平成 30 年度の目標を達成した。 ・概要版の作成・掲載と検索方法を掲載し、検索しやすいような工夫を図った。 ・幼稚園、小・中・高等学校等の関係者への周知を図るため、チラシの配布や各行事等においてインクル DB 紹介コーナーを設け、インクル DB の情報提供を行い、年間の事例ダウンロード数は約 25,000 件となり、昨年度に比べ 8,000 件程增加了。 ・相談コーナーにおいて、都道府県・市区町村・学校 	<p>有識者意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インクルーシブ教育システム構築支援データベースの充実、また、活用が増加している。関係者へのチラシの配布等が効果的であったと思われる。 ・インクルーシブ教育のボトムアップを行うためには、この様な地道な支援活動が重要である。 ・このような活動は、即効性のあるものではない。だからこそ、国立特別支援教育総合研究所の役割があるのであり、国による継続性が重要となる。 ・結果や成果をすぐに求めたりする今日的な状況があるが、教育は、子供の成長と共にあるものであり、時間がかかるることは自明である。そのことを前提としてインクルーシブ教育を行わないと、単なる成果主義に陥ってしまい、支援を要する子供たちの教育にはならないことに留意しなくてはならない。 <p>インクルーシブ教育システ</p>

<p>む。) に係る各都道府県・市町村・学校からの相談に対する支援の充実を図ること。相談内容については、国における政策立案にも資するよう、関係者のプライバシーに配慮しつつ、国にも提供すること。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インクルーシブ教育システム構築支援データベースの活用について、登録件数を中期目標期間終了までに 500 件以上とする(平成 26 年 4 月～ 平成 28 年 1 月末現在事例登録件数 : 133 件)。 <p>【優先度：高】</p> <p>インクルーシブ教育システムの構築に向けて、各都道府県・市町村・学校が直面する課題の解決に資する情報提供を充実していくもので、優先度は高い。</p>	<p>② 各都道府県・市町村・学校からのインクルーシブ教育システムの構築に係る相談について、平成 29 年 2 月に設置した「相談コーナー」において相談を受け付けるとともに、その活用について周知を図る。また、相談内容については、国における政策立案にも資するよう、関係者のプライバシーに配慮しつつ、国に提供する。</p>	<p>② 各都道府県・市町村・学校からのインクルーシブ教育システムの構築に係る相談について、平成 29 年 2 月に設置した「相談コーナー」において相談を受け付けるとともに、その活用について周知を図る。また、相談内容については、国における政策立案にも資するよう、関係者のプライバシーに配慮しつつ、国に提供する。</p>	<p>インクル DB の情報提供を行った。</p> <p>② インクルーシブ教育システムの構築に係る相談対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 29 年 2 月に、インクル DB の中に「相談コーナー」を設け、都道府県・市区町村又は学校からの「インクルーシブ教育システム構築」に関する相談の受付を開始した。平成 30 年度においても、継続して相談対応を行った。相談コーナーについては、チラシや普及セミナー等において周知した。また、相談内容と回答の概略は国に提供した。 	<p>等からの相談に対応するとともに、チラシやホームページ等で相談コーナーの周知を図った。</p> <p><課題と対応></p> <p>インクル DB の閲覧者の利便性向上を図ること、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、高等学校等の教職員に周知することが課題である。</p> <p>データベースの活用に関するチラシを関係する各機関や行事等において配布するとともに、研究所セミナー等において、インクル DB 紹介コーナーを設け、データベース等に関する情報提供を行う。</p> <p>今後さらに交流及び共同学習に関する取組事例やデータベースを活用した研修についての情報提供もホームページに掲載し、閲覧者にとって有益な情報発信に努める。</p>	<p>ム構築支援データベースの充実は重要だが、その掲載についての達成度を示すことも必要ではあるが、それをどの様に生かした教育が行われることがそれ以上に重要であり、その支援を、国立特別支援教育総合研究所としてどの様に行うか、という面からの充実も同時に求めたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国でインクルーシブ教育システム構築に向けての取組が進んでいるが、地域によってその進捗状況は異なり、苦労している状況がある。今後もさらなる周知と、相談支援体制の改善に努めてほしい。 ・ 学校で提供されている合理的配慮は、本研究所のデータベースを参考としていると思われるものが多く、モデルを示していると言える。しかし、全ての学校に周知が進んでいくわけではないので、幼稚園・小学校・中学校・高等学校に対する情報発信をさらに進めが必要である。 ・ データベースの事例が 500 件に届こうとしているが、今後の活用や、掲載事例のリニューアル等、今後の方向性についても検討する時期ではないか。
--	---	---	---	--	---

注 5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

特になし。

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
2	業務運営の効率化に関する事項							
当該項目の重要度、難易度	—		関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー番号 118、119				

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
退職手当及び特殊要因 経費を除いた、対前年度比一般管理費 3 %以上の業務の効率化	対前年度比△ 3 %	—	△1.4%	△13.1%	△2.2%			
退職手当及び特殊要因 経費を除いた、対前年度比業務経費 1 %以上の業務の効率化	対前年度比△ 1 %	—	0.5%	△8.0%	△13.4%			

注1) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
1. 業務改善の取組 運営費交付金を充當して行う業務については、事業の重点化、管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、個々の業務の予算管理の徹底、調達等合理化の取組等により業務運営コストの縮減を図ることとし、経費縮減の余地がないか自己評価を厳格に行なう上で、適切に見直しを行う。 中期目標期間中、退	1. 業務改善の取組 運営費交付金を充當して行う業務については、事業の重点化、管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、個々の業務の予算管理の徹底、調達等合理化の取組等により業務運営コストの縮減を図ることとし、経費縮減の余地がないか自己評価を厳格に行なう上で、適切に見直しを行う。	1. 業務改善の取組 運営費交付金を充當して行う業務については、事業の重点化、管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、個々の業務の予算管理の徹底、調達等合理化の取組等により業務運営コストの縮減を図ることとし、経費縮減の余地がないか自己評価を厳格に行なう上で、適切に見直しを行う。	<主な定量的指標> ・退職手当、特殊要因経費を除き、対前年度比で管理経費 3 %以上、業務経費 1 %以上の業務の効率化	<主要な業務実績> ○事業の重点化 中期目標に基づく中期計画及び年度計画等に定める活動を推進するため「平成 30 年度予算編成方針」を策定し、平成 30 年度新規事項「教職員の専門性向上等に向けた幼稚園から高等学校段階まで一貫した地域支援事業（チム・特別支援）」に加え、次の方針に基づき予算編成を行い、事業の重点化を図った。 1 研究の推進 ・研究の充実を図るため、研究員の研究能力の向上や必要な設備備品等の整備。 ・特に基幹研究（横断的研究）及び地域実践研究を	<評定と根拠> 評定：B 平成 30 年度は予算配分方針に基づき新規事業への予算の重点配分や補正予算の編成等を行なうとともに、契約の見直しによる固定的経費の削減を行なった。また、職員に対する予算状況の説明等の取組により、業務運営コスト	評定 <評定に至った理由> <評価すべき実績> <今後の課題> <その他事項> 有識者意見 ・研究や研修、インクルーシブ教育システムの周知や推進などやるべき事業の増加の中予算が毎年削減されるのは厳

職手当、特殊要因経費を除き、毎事業年度につき、対前年度比一般管理費3%以上、業務経費1%以上の業務の効率化を図ること。	<p>退職手当、特殊要因経費を除き、毎事業年度において、対前年度比で管理経費（人件費含）3%以上、業務経費（人件費含）1%以上の業務の効率化を図る。</p> <p>また、契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、研究所の調達等合理化計画を策定・公表し自己評価する取組を着実に実施することにより、調達等の合理化を推進し、業務運営の効率化を図る。</p>	<p>退職手当、特殊要因経費を除き、対前年度比で管理経費3%以上、業務経費1%以上の業務の効率化を図る。</p> <p>また、契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、研究所の調達等合理化計画を策定・公表し自己評価する取組を着実に実施することにより、調達等の合理化を推進し、業務運営の効率化を図る。</p>	<p><評価の視点></p> <p>特になし</p>	<p>重視した予算編成。</p> <p>2 研修の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 研修員の研修環境を向上させるため予算を確保。 ウェブサイトを活用した教職員の資質向上に資する予算を確保。 <p>3 安全対策等の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 研修員、職員等の安全性向上に資する予算を確保する。 職員の労働環境の改善を図るために予算編成。 <p>○管理部門の簡素化</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年4月より、管理部門である総務部について、3課1室8係から3課2室8係体制に見直し、意思決定の迅速化を図った。 <p>○予算管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 予算管理の徹底を図るために、四半期毎に予算執行状況を把握するとともに、第3四半期までの予算執行状況を踏まえ、予算の有効活用を図るために補正予算の編成を行い、中期計画、年度計画に即した適切な執行に努めた。 東京事務所（学術総合センター）を平成30年3月末に廃止し、年間約1,000千円（平成29年度実績）の削減となった。 上記の他、複合機の契約方法の見直しにより、前年に比べて605千円削減した。このほか、会計システムによる個々の予算管理の実施、ペーパーレス化を推進し、コピー用紙及び印刷代の削減に努め、業務運営コストの縮減に努めた。 <p>○管理経費3%以上、業務経費1%以上の業務の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年度の業務の実績に関する評価において「一般管理費及び業務経費ともに削減率を達成できなかったことから予算管理体制をより一層整備し、目標達成に資する。」との指摘を受けた。そのため、上記の事業の重点化、予算管理体制の整備や業務運営コストの削減などに取り組んだ。その結果、平成30年度は、退職手当及び特殊要因経費を除き、管理経費は対前年度比2.2%の減、業務経費は対前年度比13.4%の減となり、管理経費の業務の効率化3%減は達成できなかった。しかし、総合計では対前年度932百万円から828百万となり、対前年度比11.1% 	<p>の縮減を図ることができた。</p> <p>調達等合理化の取組により、競争性のない随意契約は、平成29年度は契約件数32件中8件（45百万円）に対して、平成30年度は契約件数26件中7件（28百万円）となった。</p> <p>退職手当、特殊要因等控除後の一般管理費は184百万円となり前年度に比べ2.2%減となつた。同じく業務経費は平成30年度643百万円となり前年度に比べ13.4%の減となり、効率化を図つた。一般管理費については、予算管理体制を一層整備し、目標達成に資する。</p> <p><課題と対応></p> <p>平成30年度は、重点的な予算配分や予算管理の徹底、契約の見直し等により業務運営コストの縮減を図つたが、目標を達成できなかつた。引き続きこれらの取組を継続し、業務運営コストの削減に向けて業務内容の見直しを図るものとする。</p>	<p>しいと思う。科研費などの外部資金も獲得している中、努力させていることと思われる。</p> <p>・事業を継続する一番の資源は、人である。今日、業務改善と言うことにより、より効率化を求められることが多い。しかし、効率化を図ることに関わり、費用の削減といふ面から人件費を削減することは、本末転倒と言わざるを得ない。</p> <p>事業を継続的に行つたり改善をしたり、より発展したりするためには、多くの人が必要である、その費用がかかるることは当然としなくてはならない。教育の原資は、人であり、その充実を図ることにより、教育はより良くなることを確認したい。</p> <p>そのためには、これまで以上に人に対しての予算を付けることが重要となる。</p> <p>人と手間を掛けることが研究活動の充実となり、延いては、国立特別支援教育総合研究所の研修がこれまで以上に充実することになると考える。</p> <p>・業務運営の効率化については、計画目標達成のため、できることはしっかりと取り組んでいるものと考えている。</p> <p>新たな教育課題へも対応していくということ念頭にいながら引き続き適切な取組をしてほしい。</p>
---	---	---	----------------------------------	---	---	--

減となった。主な要因は、上述のとおり業務改善の取り組みによるもののほか、危険性が指摘された間知石擁壁等を修繕する必要が生じたため、平成 30 年度事業を徹底的に節約し翌年度に修繕工事を実施することとしたものである。

○調達等合理化の取組

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、当研究所の事務・事業の特性を踏まえ、PDCA サイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成 27 年度に調達等合理化計画を策定したが、この計画の改訂に当たっては、毎年、監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会による点検を行い公表している。

【契約の現状と要因の分析】

(H30 調達等合理化計画の表 1) (単位：百万円)

	平成 29 年度		平成 30 年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(75.0 %) 24	(73.7%) 125	(73.1 %) 19	(80.6 %) 116	(△20.8%) △5	(△7.2%) △9
企画競争・公募	(0.0 %) 0	(0.0 %) 0	(0.0 %) 0	(0.0 %) 0	(-%) —	(-%) —
競争性のある契約(小計)	(75.0 %) 24	(73.7%) 125	(73.1 %) 19	(80.6 %) 116	(△20.8%) △5	(△7.2%) △9
競争性のない随意契約	(25.0 %) 8	(26.3%) 45	(26.9 %) 7	(19.4 %) 28	(△12.5%) △1	(△37.8%) △17
合計	(100 %) 32	(100 %) 170	(100 %) 26	(100 %) 144	(△18.8%) △6	(△15.3%) △26

平成 30 年度の契約状況は、表 1 のとおりであり、契約件数は 26 件、契約金額は約 144 百万円である。うち、競争性のある契約は 19 件(73.1%)、約 116 百万円(80.6%)、競争性のない随意契約は 7 件(26.9%)、約 28 百万円(19.4%) となっている。

平成 29 年度と比較して、競争入札等競争性のある件数は 5 件の減(20.8%の減)、金額は 9 百万円の減である(7.2%の減)。

競争性のない随意契約は、ガス契約 1 件、水道契約 1 件、システム保守契約 4 件及び論文データベース契約 1 件、の計 7 件であり、これらについては他に供給することができ

				<p>る業者が存在しないためである。</p> <p>なお、競争性のない随意契約については、内部統制推進室での点検及び契約監視委員会の審査を受けている。</p> <p>(H30 調達等合理化計画の表2) (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>比較増△減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">2 件 者 以 上</td><td>件 数</td><td>13 (54.2%)</td><td>10 (52.6%)</td><td>△3 (△23.1%)</td></tr> <tr> <td>金 額</td><td>84 (67.2%)</td><td>91 (78.4%)</td><td>7 (8.3%)</td></tr> <tr> <td rowspan="2">1 件 者 以 下</td><td>件 数</td><td>11 (45.8%)</td><td>9 (47.4%)</td><td>△2 (△18.2%)</td></tr> <tr> <td>金 額</td><td>41 (32.8%)</td><td>25 (21.6%)</td><td>△16 (△39.0%)</td></tr> <tr> <td rowspan="2">合 計</td><td>件 数</td><td>24 (100%)</td><td>19 (100%)</td><td>△5 (△20.8%)</td></tr> <tr> <td>金 額</td><td>125 (100%)</td><td>116 (100%)</td><td>△9 (△7.2%)</td></tr> </tbody> </table> <p>平成30年度の一着応札・応募の状況は、表2のとおりであり、契約件数は9件(47.4%)、契約金額は約25百万円(21.6%)である。</p>			平成29年度	平成30年度	比較増△減	2 件 者 以 上	件 数	13 (54.2%)	10 (52.6%)	△3 (△23.1%)	金 額	84 (67.2%)	91 (78.4%)	7 (8.3%)	1 件 者 以 下	件 数	11 (45.8%)	9 (47.4%)	△2 (△18.2%)	金 額	41 (32.8%)	25 (21.6%)	△16 (△39.0%)	合 計	件 数	24 (100%)	19 (100%)	△5 (△20.8%)	金 額	125 (100%)	116 (100%)	△9 (△7.2%)	
		平成29年度	平成30年度	比較増△減																																	
2 件 者 以 上	件 数	13 (54.2%)	10 (52.6%)	△3 (△23.1%)																																	
	金 額	84 (67.2%)	91 (78.4%)	7 (8.3%)																																	
1 件 者 以 下	件 数	11 (45.8%)	9 (47.4%)	△2 (△18.2%)																																	
	金 額	41 (32.8%)	25 (21.6%)	△16 (△39.0%)																																	
合 計	件 数	24 (100%)	19 (100%)	△5 (△20.8%)																																	
	金 額	125 (100%)	116 (100%)	△9 (△7.2%)																																	
2. 予算執行の効率化	2. 予算執行の効率化	2. 予算執行の効率化	<p><主な定量的指標></p> <p>特になし</p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期目標の各業務ごとに応じた、予算と支出実績の管理体制の構築及び運用状況 <p><評価の視点></p> <p>特になし</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>独立行政法人特別支援教育総合研究所運営費交付金取扱規程に、業務達成基準による運営費交付金の債務の適切な収益化、使途の特定等に関して明確化するとともに、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所予算規程において、予算責任者を指名して責任体制を明確化すること等により、予算と支出実績を管理する体制を構築・運用した。</p> <p>平成30年度においても中期目標の業務に応じた「研究活動」、「研修事業」、「情報普及活動」、「インクルーシブ教育システム構築推進事業」の業務ごとに予算及び支出実績を管理し、四半期ごとに予算執行状況を把握し収益化を行った。</p>	<p><根拠></p> <p>四半期ごとに予算執行状況を作成し、役員等に報告することにより、予算及び支出実績の管理の向上を図った。また、新たに定めた予算規程に基づき、予算と支出実績を管理する運用を開始した。</p> <p><課題と対応></p> <p>予算規程等に基づき予算及び支出実績の管理を確実に行い適正な運用に努める。</p>	<p>有識者意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・四半期ごとの予算執行状況の確認は重要であり、予算執行状況の適正化にもつながる。 																															
3. 間接業務等の共同実施	3. 間接業務等の共同実施	3. 間接業務等の共同実施	<p><主な定量的指標></p> <p>特になし</p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同実施をした業務の実施状況、費用対効果及び効率化等の検証を行った。 <p><評価の視点></p> <p>特になし</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>当研究所、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館及び教職員支援機構の4法人で「物品の共同調達」、「間接事務の共同実施」、「職員研修の共同実施」について共同で行い、費用対効果及び効率化等の検証を行った。</p>	<p><根拠></p> <p>共同実施を決定した業務について、順次実施するとともに、費用対効果の検証等を行い、新規業務の検討</p>	<p>有識者意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・間接業務等の共同実施は、予算執行の効率化に向けて、必要である。限られた予算の中で、効率的に行うところは効率的に行い、例えば、必要となる人件費を充実させるためにも、この様な間接業務の 																															

<p>う。)を踏まえ、研究所、国立女性教育会館、教職員支援機構、国立青少年教育振興機構の4法人は、効果的・効率的な業務運営のために間接業務等を共同で実施し、中期目標期間中に15業務以上の実施について検討するとともに、その取組を一層推進する。</p>	<p>性教育会館、教職員支援機構、国立青少年教育振興機構の4法人で組織した「間接業務等の共同実施に関する協議会」の報告（平成26年7月）に基づき、共同実施することとした15種の業務（「物品」、「間接事務」及び「職員研修」）を着実に実施する。さらに、費用対効果等の検証を行いつつ、これ以上の共同実施の取組を一層推進するよう検討を進める。</p>	<p><評価の視点> 特になし</p>	<p>○物品の共同調達 平成30年度は、以下の品目について共同調達を実施し、経費の削減に加え、契約担当法人以外の法人での契約行為がなくなり、業務の効率化が図られた。 <ul style="list-style-type: none"> ・蛍光管 ・事務用品（ドッチファイル等） ・電気供給の調達に係る入札手続き ・電子書籍 ・古紙溶解 ○間接事務の共同実施 平成30年度は、以下の業務について共同で実施することにより、業務の効率化、適正化を図った。 <ul style="list-style-type: none"> ・予定価格作成に係る積算 ・会計事務等の内部監査など ○職員研修の共同実施 平成30年度は、以下の研修について共同で実施することにより、研修機会の増加や、主担当法人以外の法人の業務の効率化、経費削減が図られた。また、研修を通じて4法人間の職員の交流を図ることができた。 <ul style="list-style-type: none"> ・新人研修（文書作成研修、ビジネスマナー研修） ・情報セキュリティ研修 ・独立行政法人制度（会計）研修 </p>	<p>も行い、間接業務等の共同実施を一層推進することができた。</p> <p><課題と対応> 今後も4法人の協議会の場で進捗状況等の確認を行い、間接業務等の共同実施をより一層推進していくことで、業務の効率化、経費の削減を図る。</p>	<p>共同実施のより充実を図ることが求められる。</p>
<p>4. 給与水準の適正化</p> <p>研究所の給与水準については、基本方針を踏まえ、国家公務員等の給与水準を十分に考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、その適正化に取り組むとともに、給与水準及びその合理性・妥当性の検証結果や取組状況を公表する。また、総人件費については、政府の方針を踏まえ、厳しく見直す。</p>	<p>4. 給与水準の適正化</p> <p>給与水準については、「基本方針」を踏まえ、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、その適正化に取り組むとともに、給与水準及びその合理性・妥当性の検証結果や取組状況を公表する。また、総人件費については、政府の方針を踏まえ、厳しく見直す。</p>	<p>4. 給与水準の適正化</p> <p><主な定量的指標> 特になし</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>役職員の給与水準については、主務大臣より、「給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考える。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。」との検証結果を得ており、総務大臣が定める様式により当研究所ホームページにおいて公表した。また、平成30年度の総人件費（最広義人件費）は692,788千円であり、前年度比4.9%の減であった。</p>	<p><根拠></p> <p>給与水準については、国家公務員の水準未満となっていることから、主務大臣より適正であるとの検証結果を得た。</p> <p><課題と対応></p> <p>国家公務員の水準に準拠し、適正な給与水準の維持に努めていく。</p>	<p>有識者意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国家公務員等の給与水準を考慮することは、適切である。

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

特になし。

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
3	財務内容の改善に関する事項							
当該項目の重要度、難易度	難易度「高」 研究所の立地条件から、早急な改善は困難と思われ、難易度は高い。				関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー番号 118、119		
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
体育館の稼働率	中期目標期間終了までに、50%以上	—	22% (28年度計画値：30%)	44.1% (29年度計画値：30%)	52.8% (30年度計画値：40%)	(元年度計画値：45%)		
グラウンドの稼働率	中期目標期間終了までに、50%以上	—	35% (28年度計画値：15%)	36.4% (29年度計画値：15%)	41.3% (30年度計画値：40%)	(元年度計画値：45%)		

注1) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価
				業務実績		自己評価	
1. 自己収入の確保	1. 自己収入の確保	1. 自己収入の確保	<主な定量的指標> 特になし	<主要な業務実績>	<評定と根拠> 評定：B	評定	<評定に至った理由>
積極的に競争的資金等の外部資金導入を図るとともに、受益者負担の適正化による自己収入の確保に努めること。 宿泊研修施設については、更なる利用促進に向けた取組を行い、稼働率の向上を図るとともに、定期的に料金を検証し、自己収入の拡大を図るために必要な措置を講じる。	積極的に競争的資金等の外部資金導入を図り間接経費を確保するとともに、研修員宿泊棟宿泊料等の受益者負担の適正化による自己収入の確保に努める。 なお、中期目標期間を通じて、定期的に宿泊料等を検証するなど、自己収入の拡大を図るために必要な措置を講じる。	積極的に競争的資金等の外部資金導入を図り間接経費を確保するとともに、研修員宿泊棟宿泊料等の受益者負担の適正化による自己収入の確保に努める。 なお、必要に応じて宿泊料等を検証するなど、自己収入の拡大を図るために必要な措置を講じる。	<その他の指標> ・外部資金の導入状況、自己収入の確保 <評価の視点> 特になし	○外部資金の獲得 平成28年度の業務の実績に関する評価において「資金の獲得に向けた組織的な取り組みが必要。」との指摘を受けたことから、競争的資金の獲得に向けて、研究職員に対して予算状況の説明を行ったほか、会議で競争的資金の積極的な獲得を促す等、外部資金の獲得に向け組織的に取り組んだ。平成29年度比では、新規+継続で3件増加し20件となり、交付額も5,536千円増の34,526千円となった。 (科研費応募及び採択状況)	<課題と対応> 厳しい財政状況の中、期待された研究成果をあげるために、科学研究費補助金だけでなく、民間の外部資金の獲得にも積極的に取り組み、引き続き競争的資金の獲得及び自己収入の確保に努める。	<評定に至った理由>	<評価すべき実績>
<今後の課題>							
<その他事項>							
有識者意見							
・補助金の削減状況から、支出の削減や自己収入の確保は重要と考える。							
・競争的資金等の外部資金の導入を図ることは必要であるが、競争的資金を得る場合、その求めるところは短期間にによる成果をあげることや効率性を求めることがある。研究は、成果主義に走ると地道な基礎研究がおろそかになることもある。							
国立特別支援教育総合研究所は、国としての特別支援教育の基礎研究も行うことが期待されるため、成果がすぐに出る研究のみだけではなく、これまで以上の基礎研究の充実を図ることを期待する。							
このほか、他研究機関から研究分担者として、延べ9名、計2,921千円（直接経費2,270千円、間接経費651千円）の配分を受け、研究を実施し							

				<p>た。</p> <p>障害のある子どもの教育のより一層の振興を図るため、広く国民からの寄附金を募り、随時受け入れている。平成 30 年度は、121 千円（3 者）の寄附申出があり、受け入れた</p> <p>○自己収入の確保</p> <p>研修員宿泊棟の宿泊料については、平成 25 年度から 27 年度にかけて段階的に増額改定を行ってきた。平成 30 年度も引き続き自己収入の確保に努めたところ、宿泊料収入の他、間接経費の増加により、33,754 千円（平成 29 年度：30,937 千円）となった。</p>		
2. 体育館及びグラウンドの外部利用の促進	2. 体育館及びグラウンドの外部利用の促進	2. 体育館及びグラウンドの外部利用の促進	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・体育館 40%以上、グラウンド 40%以上の稼働率確保 <p><その他の指標></p> <p>特になし</p> <p><評価の視点></p> <p>特になし</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>平成 29 年度に引き続き、障害者スポーツでの利用を含め広く外部利用を促進するため、横須賀市・横浜市の学校等や障害者団体等へパンフレットを配布するとともに、研究所ホームページに利用案内および予約状況等を掲載し幅広い広報に努めた。</p> <p>平成 30 年度の障害者スポーツ団体の利用実績は、平成 30 年 5 月、9 月に日本デフバドミントン協会、平成 30 年 10 月に日本デフバレーボール協会が利用した。</p> <p>平成 30 年度の体育館の稼働率は 52.8%（目標値 40%）、グラウンドの稼働率は 41.3%（目標値 40%）であった。</p>	<p><根拠></p> <p>外部利用促進のため、広報活動や利用方法の周知を図り、体育館及びグラウンドとともに目標を上回る稼働率を確保することができた。</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き、近隣地域や障害者スポーツ団体等に対する広報活動に努めること、利用方法の改善等の利便性の向上に努めることで、更なる稼働率の向上を図る。</p>	<p>有識者意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部利用に際し、業務実績にもあるように、国立特別支援教育総合研究所としての矜持が持てる利用内容であることを期待したい。 ・体育館の稼働率が前年度に比べて、上昇しており、取組が評価できる。2020 オリンピック・パラリンピック開催の観点からも、障害者スポーツでの利用を含め、引き続き積極的な広報に努めてほしい。 ・グラウンドについては使用がなかなか難しい現状があるようであるが、体育館同様、外で行われる障害者スポーツに取り組めると良い。

<p>度：19.6%、平成 26 年度：13.7%、グラウンド平成 23 年度：36.8%、平成 24 年度：38.6%、平成 25 年度：9.9%、平成 26 年度：6.7%）。</p> <p>【優先度：高】【難易度：高】</p> <p>これまでの実績から、利用率向上のための取組を早急に進めていくことが必要であり、優先度は高い。また、研究所の立地条件から、早急な改善は困難と思われ、難易度は高い。</p>						
<p>3. 保有財産の見直し</p> <p>保有財産については、その保有の必要性について不断の見直しを行うこと。特に、体育館、グラウンドについては、利用実績等を踏まえ保有の必要性を検討すること。</p>	<p>3. 保有財産の見直し</p> <p>(1) 保有財産については、その保有の必要性について不断の見直しを行う。</p> <p>(2) 体育館、グラウンドについては、中期目標期間における利用実績等を踏まえ、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」（平成 26 年総務省行政管理局）に基づき、その保有の必要性を隨時検討し、仮に不要と判断される場合には、用途廃止を含め、その処分について検討を進めること。</p>	<p>3. 保有財産の見直し</p> <p>保有財産については、その保有の必要性について不断の見直しを行う。</p>	<p><主な定量的指標> 特になし</p> <p><その他の指標> 特になし</p> <p><評価の視点> 特になし</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>保有財産については、当研究所の研究・研修事業等に活用されており、必要なものと判断している。また、施設環境委員会を開催し、保有財産が必要であることを確認するとともに有効利用の促進に努めている。</p>	<p><根拠></p> <p>保有財産については研究・研修事業等に活用されており、必要なものと判断している。</p> <p><課題と対応></p> <p>保有財産の有効活用に努め、施設環境委員会で必要性について確認を行うなど、不断の見直しを行う。</p>	<p>有識者意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続することが期待される。
<p>4. 固定的経費の節減</p> <p>会議等のペーパーレス化等、管理運営コストの節減、効率的な業務運営を行うこと等により、固定的経費の節減を図ること</p>	<p>4. 固定的経費の節減</p> <p>会議等のペーパーレス化等、管理運営コストの節減、効率的な業務運営を行うこと等により、固定的経費の節減を図る。</p>	<p>4. 固定的経費の節減</p> <p>会議等のペーパーレス化等、管理運営コストの節減、効率的な業務運営を行うこと等により、固定的経費の節減を図る。</p>	<p><主な定量的指標> 特になし</p> <p><その他の指標> 特になし</p> <p><評価の視点></p>	<p><主要な業務実績></p> <p>旅費の支払通知の電子メール化、タブレット端末を活用した所内会議の実施等によりペーパーレス化を推進した。</p> <p>また、複合機の契約方法の見直しにより、前年に比べて 605 千円削減した。</p>	<p><根拠></p> <p>複合機に関する契約を見直すことにより、固定的経費の削減を図ることができた。</p> <p><課題と対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費電力の少ない機器の活用、ごみ処理方法の見直しなど細かいところまで気を配り支出の削減に努めている。 ・継続することが期待される。 	<p>有識者意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費電力の少ない機器の活用、ごみ処理方法の見直しなど細かいところまで気を配り支出の削減に努めている。

と。			特になし	東京事務所（学術総合センター）を平成 30 年 3月末に廃止し、年間約 1,000 千円（平成 29 年度実績）の削減となった。	契約の見直しや会議等のペーパーレス化を推進し、引き続き固定的経費の削減を図る。
	IV 予算、収支計画及び資金計画	IV 予算、収支計画及び資金計画		1. 平成 30 年度予算	
	1. 中期計画予算	収入 1,091,360 千円 運営費交付金 1,049,000 千円 施設整備費補助金 37,584 千円 雑収入 4,776 千円		収入 1,121,853 千円 運営費交付金 1,049,000 千円 施設整備費補助金 31,469 千円 寄附金収入 421 千円 雑収入 27,785 千円 受託事業等（間接経費含む） 13,178 千円	
	別紙 1 のとおり（※事業等のまとめごとに作成予定）			支出 972,497 千円	
	2. 平成 28 年度～32 年度収支計画	支出 1,091,360 千円 人件費 706,500 千円 一般管理費 115,343 千円 業務経費 231,933 千円 研究活動 53,002 千円 研修事業 90,246 千円 情報普及活動 70,715 千円 インクルーシブ教育システム構築推進事業 17,970 千円 施設整備費 37,584 千円		人件費 688,171 千円 一般管理費 40,951 千円 業務経費 197,274 千円 研究活動 38,733 千円 研修事業 67,555 千円 情報普及活動 72,500 千円 インクルーシブ教育システム構築推進事業 18,486 千円 施設整備費 31,469 千円 寄附金 1,672 千円 受託事業等（間接経費含む） 12,960 千円	
	別紙 2 のとおり（※予算の作成単位に合わせて作成予定）			2. 平成 30 年度収支計画	
	3. 平成 28 年度～32 年度資金計画	費用の部 1,056,014 千円 人件費 706,500 千円 一般管理費 115,343 千円 業務経費 234,171 千円		費用の部 964,844 千円 人件費 688,171 千円 一般管理費 46,473 千円 業務経費 227,491 千円 財務費用 1,340 千円 臨時損失 1,369 千円	
		収益の部 1,056,014 千円 運営費交付金収益 1,049,000 千円 自己収入 4,776 千円 資産見返運営費交付金戻入		収益の部 953,333 千円 運営費交付金収益 904,670 千円 自己収入 33,755 千円 資産見返運営費交付金戻入	

		2,238千円		14,584千円 その他収益 151千円 臨時収益 173千円	
		3. 平成30年度資金計画 資金支出 1,091,360千円 業務活動による支出 1,053,776千円 投資活動による支出 37,584千円		3. 平成30年度資金計画 資金支出 972,497千円 業務活動による支出 941,028千円 投資活動による支出 31,469千円	
		資金収入 1,091,360千円 業務活動による収入 1,053,776千円 投資活動による収入 37,584千円		資金収入 1,121,853千円 業務活動による収入 1,090,384千円 投資活動による収入 31,469千円	
V 短期借入金の限度額 限度額3億円 短期借入金が想定される事態として、運営費交付金の受入れが遅延する場合や予想外の退職手当などに対応する場合を想定。	V 短期借入金の限度額 限度額3億円 短期借入金が想定される事態として、運営費交付金の受入れが遅延する場合や予想外の退職手当などに対応する場合を想定。		<主要な業務実績> 該当なし。		
VI 剰余金の使途 研究の高度化・高品質化のための経費に充当する。	VI 剰余金の使途 剰余金が生じた場合は、研究の高度化・高品質化のための経費に充当する。		<主要な業務実績> 該当なし。		

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

特になし。

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
4	その他業務運営に関する重要事項							
当該項目の重要度、難易度	—		関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー番号 118、119				

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

注1) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
1. 内部統制の充実	1. 内部統制の充実	1. 内部統制の充実 内部統制については、理事長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な組織運営、適切なガバナンスにより、国民に対する説明責任を果たしつつ、法人の政策実施機能の最大化を図るために、内部統制の推進に関する委員会等を設置し、内部統制システムの充実・強化を図る。 内部統制の推進に関する規程等を整備するとともに、内部統制の仕組みが確実に機能を発揮した上で組織及び業務の運営がなされるよう、 ①研究所のミッションや理事長の指示が確実に全役職員に伝達されるため、掲示板システム等の情報システムの整備	<主な定量的指標> 特になし <その他の指標> 特になし <評価の視点> 特になし	<主要な業務実績> 内部統制委員会、内部統制推進室会議を開催して体制整備を図り、災害に関するリスク、業務に関するリスク等の検討を行い、それに基づき対応した。また、理事長が主催する月2回の総合調整会議において各部・センターへの情報の共有・伝達に努めた。掲示板システムを備えた情報システムを活用し、全職員への情報伝達や、定期的な内部監査及び監事監査の実施、監査結果の理事長への報告等の伝達を迅速に行い、内部統制の強化を図った。 特に研究所における災害予防、災害応急対策及び災害復旧等を総合的かつ計画的に推進するとともに研究所が被災した場合において研究所の役割を適切に果たすため、防災業務計画及び業務継続計画（首都直下地震）を策定した。また、国の新型インフルエンザ等感染症の対応計画に準じ、業務継続計画（新	<評定と根拠> 評定：B <課題と対応> 監査で指摘があった事項については、次年度も継続的に監査を行い、業務改善が図られているか確認し、引き続き内部統制の充実・強化に努める。	評定 <評定に至った理由> <評価すべき実績> <今後の課題> <その他事項> 有識者意見 ・監査による指摘はどのようなことで、既に改善が図られているか。 ・リスクマネジメントは、組織にとって重要であり、その一層の充実が求められる。

<p>るよう、</p> <p>① 研究所のミッショ ンや理事長の指示が確 実に全役職員に伝達さ れる仕組みの構築</p> <p>② 研究所のマネジメ ント上必要なデータを 組織内で収集・共有し、 理事長に伝達した上で、組織・業務運営に おいて活用</p> <p>③ 内部統制が有効に 機能しているかどうか を継続的にモニタリン グを、理事長のリーダ ーシップの下、日常的 に進めていくこと。</p>	<p>伝達されるため、掲示板シス テム等の情報システムの整備</p> <p>②研究所のマネジメント上必 要なデータについて、各種会議等で情報の収集・共有 を行い理事長に伝達した上で、組織・業務 運営において活用</p> <p>③内部統制を有効に機能さ せるため、定期的な内部監査の実 施及び監査結果の業務への反 映を理事長のリーダーシップ の下、日常的に進める。</p>	<p>②研究所のマネジメント上必要なデータ について、各種会議等で情報の収集・共有 を行い理事長に伝達した上で、組織・業務 運営において活用</p> <p>③内部統制を有効に機能さ せるため、定期的な内部監査の実 施及び監査結果の業務への反 映を理事長のリーダーシップ の下、日常的に進める。</p>		<p>型インフルエンザ等)を策定した。</p>
<p>2. 情報セキュリティ 対策の推進</p> <p>政府機関の情報セキ ュリティ対策のための 統一基準群を踏まえ、 情報セキュリティ・ポ リシーを適時適切に見 直すとともに、これに 基づき情報セキュリテ ィ対策を講じ、情報シ ステムに対するサイバ ー攻撃への防御力、攻 撃に対する組織的対応 能力の強化に取り組む こと。</p> <p>また、対策の実施状 況を毎年度把握し、P DCAサイクルにより 情報セキュリティ対策 の改善を図ること。</p>	<p>2. 情報セキュリティ対策の推 進</p> <p>政府機関の情報セキ ュリティ対策のための 統一基準群を踏まえ、 情報セキュリティ・ポ リシーを情報技術の進歩、新たな脅 威の発生等に応じて、適時点検し、必要に 応じて内容の追加修正等の見直しを行 うことにより、情報セキュリティ水準を適切 に維持する。</p> <p>これに基づき、情報システムへの侵入テ スト等、サイバー攻撃への耐性を確認する ための検査及び評価を年1回以上実施し、 当該結果を反映させた対策を施すことによ り、防御力の改善及び強化を図る。</p> <p>併せて、情報セキュリティイ ンシデントへの対処方法・手順 を含めた情報セキュリティに 関する教育・訓練・研修を年1回以 上実施し、職員への周知徹底及び組織的対 応能力の強化を図る。</p>	<p>2. 情報セキュリティ対策の推進</p> <p>政府機関の情報セキ ュリティ対策のための 統一基準群を踏まえ、情報セキ ュリティ・ポリシーを情報技術の進歩、新たな脅 威の発生等に応じて、適時点検し、必要に 応じて内容の追加修正等の見直しを行 うことにより、情報セキュリティ水準を適切 に維持する。</p> <p>これに基づき、情報システムへの侵入テ スト等、サイバー攻撃への耐性を確認する ための検査及び評価を年1回以上実施し、 当該結果を反映させた対策を施すことによ り、防御力の改善及び強化を図る。</p> <p>併せて、情報セキュリティイ ンシデントへの対処方法・手順 を含めた情報セキュリティに 関する教育・訓練・研修を年1回以 上実施し、職員への周知徹底及び組織的対 応能力の強化を図る。</p>	<p><主な定量的指標> 特になし</p> <p><その他の指標> 特になし</p> <p><評価の視点> 特になし</p> <p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ○情報セキュリティ・ポリシーの見直し 平成30年7月に、「政府機関等の情報セキ ュリティ対策のための統一基準群」が改定さ れたことを踏まえ、研究所の関係規定の見直 しを行い、所要の改正を図った。 ○リスクの評価 情報セキュリティ委員会を開催し、研究所 の基幹システム及び財務会計システム、人事 給与システム等について、連絡体制の確認、 情報システム台帳の整備等を行うとともに、 情報セキュリティに関するリスクの洗い出 し及び評価を行った。 ○自己点検の実施 研究所の情報セキュリティ対策基準にお いて実施が求められている情報セキュリテ ィ対策の実施状況について、各人が自ら確認 するための自己点検を行った。 ○情報セキュリティ監査 人事・給与システムに関する監査を12月 	<p><根拠></p> <p>情報セキュリティ・ポリ シーの改正を行ったこと、 職員を対象とした研修や 自己点検を実施したこと により、情報セキュリティ 水準の維持向上を図ると ともに、職員の情報セキ ュリティ意識の向上を図 った。</p> <p><課題と対応> 引き続き情報セキュリ ティの強化を図るととも に、研修等を通じて職員の 情報セキュリティ意識の 向上を図ることで、情報セ キュリティ水準を適切に 維持していく。</p> <p>有識者意見</p> <p>・今日、どの組織においても情報 セキュリティは重要であり、情報 の運用と活用については、十分な 配慮が求められる。</p>

	<p>を図る。</p> <p>また、自己点検等で対策の実施状況を毎年度把握し、P D C Aサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。</p>	<p>また、自己点検等で対策の実施状況を毎年度把握し、P D C Aサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。</p>		<p>に行い、その結果を踏まえて最高情報セキュリティ責任者より、改善を要請した。</p> <p>○情報セキュリティに関する教育・訓練・研修 全役職員を対象に、平成31年2月に標的型メール訓練を実施するとともに、情報セキュリティインシデントへの対処や標的型メールの特徴、著作権についての留意事項等内容とした研修会を開催した。</p> <p>○図書業務システムの更新 図書業務システムについて、必要なセキュリティ事項を踏まえた仕様を策定し、9月に入札を行い、平成31年3月末に更新を行った。</p>		
3. 筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携・協力	<p>研究所と筑波大学附属久里浜特別支援学校が、相互の連携による教育研究交流を通して、障害のある子供の教育に関する実際的・総合的な教育研究の推進を図ること。</p> <p>また、共同調達の取組について、一層推進するよう検討を進めること。</p>	<p>3. 筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携・協力</p> <p>研究所と筑波大学附属久里浜特別支援学校が、相互の連携による教育研究交流を通して、障害のある子供の教育に関する実際的・総合的な教育研究の推進を図る取組を行う。</p> <p>また、効果的・効率的な業務運営のため、研究所と筑波大学との共同調達の取組について、一層推進するよう検討を進める。</p>	<p>3. 筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携・協力</p> <p>特になし</p> <p>○教育研究の推進 筑波大学附属久里浜特別支援学校と教育研究の推進を図る取組を行ったか。</p> <p>特になし</p> <p>○共同調達 筑波大学附属久里浜特別支援学校と共に、平成30年度は、学校給食及び研修員の宿泊を伴う食事を提供するための食堂運営業務の共同調達を実施した。</p> <p>○インターンシップ生徒の受け入れ 筑波大学附属久里浜特別支援学校と共に、平成30年6月と11月に近隣の特別支援学校高等部生徒各1名をそれぞれ5日間、9日間、現場実習として受け入れた。</p>	<p>○主要な業務実績</p> <p>筑波大学附属久里浜特別支援学校との連絡会議や研究協力機関として研究を推進したこと、共同調達の取組を通じて効果的・効率的な業務運営に資することができた。</p> <p>行事や事業の広報活動も互いに協力することで、効果的に行う事ができた。</p> <p>○課題と対応 筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携を深めていくことで、教育研究及び共同調達の取組を推進し、効果的・効率的な業務運営を行う。</p>	<p>有識者意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・筑波大学附属久里浜特別支援学校と国立特別支援教育総合研究所との立地を生かした協力関係のより充実が期待される。特に、実践的研究のために特別支援学校は重要であり、特別支援学校自身の様々な充実を図ることも求められる。 ・本研究所は研究機関であるが、実践を行っている筑波大学附属久里浜特別支援学校が、立地的にも隣接している。今後も、研究している内容と実践が関連し、より効果の高いものとなるよう連携の推進に努められたい。 	

	4．施設・整備に関する計画	4．施設・整備に関する計画	4．施設・整備に関する計画	<主な定量的指標> 特になし <その他の指標> 研究活動、研修事業、情報普及活動、インクルーシブ教育システム構築推進事業等の業務の円滑な実施に必要な施設整備を進めるとともに、管理施設の長寿命化のための計画的な修繕・改修等を推進する。 (平成30年度施設整備) 特別支援教育情報センター棟屋上空調設備改修等工事	<主要な業務実績> 研究所業務の円滑な実施や施設の長寿命化に資するため、特別支援教育情報センター棟の経年劣化や塩害による劣化防止のための屋上空調設備等改修工事及び灌水機設置工事を行い、それぞれ平成30年10月、平成31年3月に竣工した。	<根拠>	有識者意見 ・研究業務を行うためには、環境整備が必要であり、そこには予算措置が伴わなければならない。研究に対してのソフト面の充実は言うまでもなく、ハード面での充実を図ることが、国立特別支援教育総合研究所としての役割をより充実することにつながることからも、予算措置をきちんと行うことが重要となる。
	5．人事に関する計画	5．人事に関する計画	5．人事に関する計画	<主な定量的指標> 特になし <その他の指標> ・業務運営の効率化や業務量の変動に応じた柔軟な組織体制の構築に努めるとともに、新規採用や人事交流により幅広い人材の確保を図り、職員の計画的かつ適正な配置を行う。また、必要に応じて任期付研究員・客員研究員等を採用し、研究活動等を強化する。 さらに、職員の資質の向上や専門的な能力の向上を図るため、職員研修等を計画的に実施するとともに、実施に際しては、基本方針を踏まえ、他法人との共同実施による職員研修とするなど、効率化を図る。 (2) 人員に係る指標 常勤職員数については、適宜	<主要な業務実績> ○業務運営の効率化 組織体制については、業務量等を勘案し、平成29年度から引き続き4部2センター制を維持した。また、新たな業務への対応としてワーキンググループを設置するなど業務量の変動等に柔軟に対応した。 ○職員の計画的配置 人材の確保については、公募等を行うことにより3名の新規採用を行うとともに、教育委員会及び大学等との人事交流等により5名受け入れた。さらに、研究活動等の強化を図るため、7名の客員研究員を採用した。 ○職員研修 職員研修については、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、教職員支援機構と共同で実施することで、単独では実施困難な研修や業務の効率化、経費の節減を図った（新規職員採用研修、独立行政法人制度（会計）研修、情報セキュリティ研修を実施）。また、横浜国立大学主催の事務情報化推進研修へ職員を派遣するほか、所内においては、人事評価制度研修、公文書管理研修、メンタルヘルス研修会等を実施し、職員の資質向上	<根拠>	有識者意見 ・国における働き方改革について、研究所の取組はどのようになっているか。 ・近年、公務員の削減ばかりが言われるが、国際的に見ても日本の公務員の対人口あたりの比率は低いものとなっている。民間では出来ない事業や研を行うことが公務員には課せられており、その充実を図ることが国としての研究機関には必要であることを確認したい。それは、単に効率化を図ることだけではなく、人員等を含めて充実が必要である。 ・教育委員会及び大学等との人事交流については、交流者を出す側にとっても大変メリットが大きいと思われることから継続（拡大）してほしい。

	<p>適切に、業務等を精査し、職員数の適正化に努める。 (参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 2,964百万円 ただし、上記の額は、役員及び常勤職員に対する給与、賞与、その他の手当であり、退職手当及び法定福利費は含まない。</p>	<p>業務等を精査し、職員数の適正化に努める。客員研究員等を任命し、研究活動の活性化を図る。また、教育委員会、大学等との人事交流により、必要な人員の確保に努める。</p>	<p>等に努めた。</p> <p>○働き方改革 働き方改革の一環として、テレワーク制度の試行を開始し、17名の職員が利用した。</p> <p>○職員数の適正化 常勤職員数については、業務量を勘案し、昨年度比1名減の67名とした。</p>	
--	--	---	--	--

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

特になし。